

社会福祉士生涯研修手帳

公益社団法人 日本社会福祉士会
生涯研修センター

[2025.4発行]

目 次

1. はじめに	2
2. 生涯研修制度について	
(1) 生涯研修制度とは	3
(2) 社会福祉士および社会福祉士会の責務	3
(3) 生涯研修制度と認定社会福祉士制度	4
(4) 生涯研修制度の課程	4
(5) 基礎課程について	7
(6) 専門課程について	10
(7) スーパービジョンについて	11
(8) 課程修了認定申請について	16
(9) 生涯研修制度の履歴管理について	23
(10) e-ラーニングについて	23
3. 生涯研修制度 Q & A	
(1) 生涯研修制度全般について	24
(2) 基礎課程について	24
(3) 専門課程について	26
(4) スーパービジョンについて	29
(5) 生涯研修制度管理システムについて	32
(6) e-ラーニング講座について	33
4. 資料	
(1) 生涯研修制度の規程類	
○公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規程	36
○公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度施行規程	40
○公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター運営細則	46
○公益社団法人日本社会福祉士会研修細則	49
○公益社団法人日本社会福祉士会研修運営細則	51
○公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度研修単位基準細則	54
○公益社団法人日本社会福祉士会基礎研修要綱	58
○公益社団法人日本社会福祉士会修了証明書発行要綱	61
○公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する 社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取扱ガイドライン	63
(2) 生涯研修制度の成立と共通基盤の意義	65
(3) 認定社会福祉士制度	71
(4) 社会福祉士の倫理綱領	77

1. はじめに

みなさんは、多くの努力を経て「社会福祉士」の資格を取得されました。

このことは、社会福祉士という道を歩む出発点に立ったことを意味します。これから生涯にわたり、「社会福祉士」としての専門性の向上を追求し、現実の福祉的課題に対応していく実践力を身につけていかれることだと思います。

本会は、定款第 5 条の目的において「専門的技能を研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努める」とし、第 6 条の事業として「社会福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事」及び「社会福祉士の倫理及び資質の向上に関する事」を行うこととしています。

これに基づき、本会は、みなさんが生涯研修を通して自己研鑽が行い、常に専門性の向上をさせられるよう、1999 年から生涯研修センターを設置し、みなさんへの生涯研修の情報と研修機会の提供を行っています。

本会が 2020 年 6 月 30 日に採択した「社会福祉士の倫理綱領」では、専門職の倫理責任として、「社会福祉士は、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める」としています。社会福祉士には、さまざまな機会を活かして常に自己研鑽に努め、常に自己の専門分野や関連する領域の情報に精通し、自らの実践力を明らかにするために、専門性の向上に合わせて必要な資格等を取得することが求められます。

みなさんが、社会福祉士として「専門性の向上」に努めることは、国家資格を取得した専門職として担うべき役割を果たしていく上で欠かせません。

一方、社会福祉士及び介護福祉士法第 47 条の 2 においても、「社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉及び介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助又は介護等に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」と資質向上の義務を規定しています。これは、2007 年 12 月の法改正において明示されました。

自らを成長させようとする皆さんの研鑽意欲と、それを支援する生涯研修センターとの相互活動により、社会の要請に応えていくことができる社会福祉士を目指していきましょう。

2025年4月1日

公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター

2. 生涯研修制度について

(1) 生涯研修制度とは

生涯研修は、都道府県社会福祉士会に所属する会員（以下「会員」）が倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるために生涯にわたって行う研修の総称であり、生涯研修制度は、今日の社会福祉の課題を解決するために、会員の自己研鑽の継続性を確保し、研修を通じて会員相互の連携を図ることによって、会員及び本会の力量を向上していくことを目的としています。

(2) 社会福祉士および社会福祉士会の責務

今日の社会福祉を取り巻く状況は日々変化を続けています。国家試験に合格しても、資格を取得した当時の知識のままでは、クライアントに対して適切な支援を行うことはできません。私たちは社会福祉士として常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていく必要があります。

また、公益法人である本会は、さまざまな研修を計画的かつ継続的に実施していく体制を構築することにより、社会福祉士会を構成する会員一人ひとりの力量を高めていくとともに、職能団体としてさまざまな課題に対応し、公益に資するようその力量を向上させていくという社会的責務を有しています。

そのため、生涯研修は会員にとって常に専門性の向上と自己研鑽に努めるための義務であり、個々の会員は研修計画を立て、これに基づいて自主的・主体的に研修に努めることが求められています。

一方、本会は会員に対して生涯研修の情報と機会を提供し、会員の生涯研修を支援していく責任があり、生涯研修制度の実施にあたり「生涯研修センター」を設置しています。会員の義務と会の責任を明らかにすることによって、生涯研修制度が専門職にとっても、また職能団体にとっても不可欠なシステムであるということができます。

専門職である社会福祉士は、研鑽をしていることを自身が知っているだけでなく、社会に対しても研鑽を重ねて専門職の責務を果たしていることを示す必要があります。専門課程の課程修了認定申請は自身が研鑽を重ねていることを示す根拠となりますので積極的に申請ください。

(3) 生涯研修制度と認定社会福祉士制度

「生涯研修制度」は専門職として必要な知識等を習得するための自己研鑽を支援することを目的とした本会の制度ですが、これに対し、習得した実践力を担保することを目的とした「認定社会福祉士制度」があります。

認定社会福祉士制度は、公平性・透明性を担保するために特定の組織・機関から独立した第三者機関である認定社会福祉士認証・認定機構が運営する制度です。

生涯研修制度と認定社会福祉士制度は、ともに社会福祉士の専門的な力量の向上を目指す制度である点は共通ですが、認定社会福祉士制度は実践者である社会福祉士を対象にしており、生涯研修制度は実践をしていない者も含めすべての会員を対象にしていることに違いがあります。そのため、研修単位として認める研修についても異なっています。認定社会福祉士制度では単位と認められていない内容でも、生涯研修制度では生涯研修制度独自の研修や実績等の単位として認めるものがあります。

(4) 生涯研修制度の課程

生涯研修制度は社会福祉士として相談援助の仕事に就いているかどうかにかかわらず、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士を対象とした制度です。

生涯研修制度は、「基礎課程」と「専門課程」の2つの課程で構成され、それぞれの課程には「課程修了」という区切りを設けています。

「基礎課程」は、都道府県社会福祉士会に入会してはじめに受ける基礎研修で構成される課程です。基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの順に決められたカリキュラムを受講し、すべてのカリキュラムを修了すると、基礎課程は修了となり、専門課程に進みます。

「専門課程」は、第1期専門課程、第2期専門課程という区切りをもちながら、社会福祉士である限りは研鑽を積み重ねる課程です。基礎課程とは異なり、決められたプログラムを履修するのではなく、自身で研修計画を立てて進めます。

専門課程は、社会福祉士として共通に必要な内容を学ぶ研修（以下「共通研修」という。）と、特定の領域による専門的な内容を学ぶ研修（以下「分野研修」という。）に分類できますが、専門性の向上にはこの「共通研修」と「分野研修」のバランスのよい受講が望まれます。また、スーパービジョンも研修として扱っており、スーパービジョンを単位とすることも可能です。

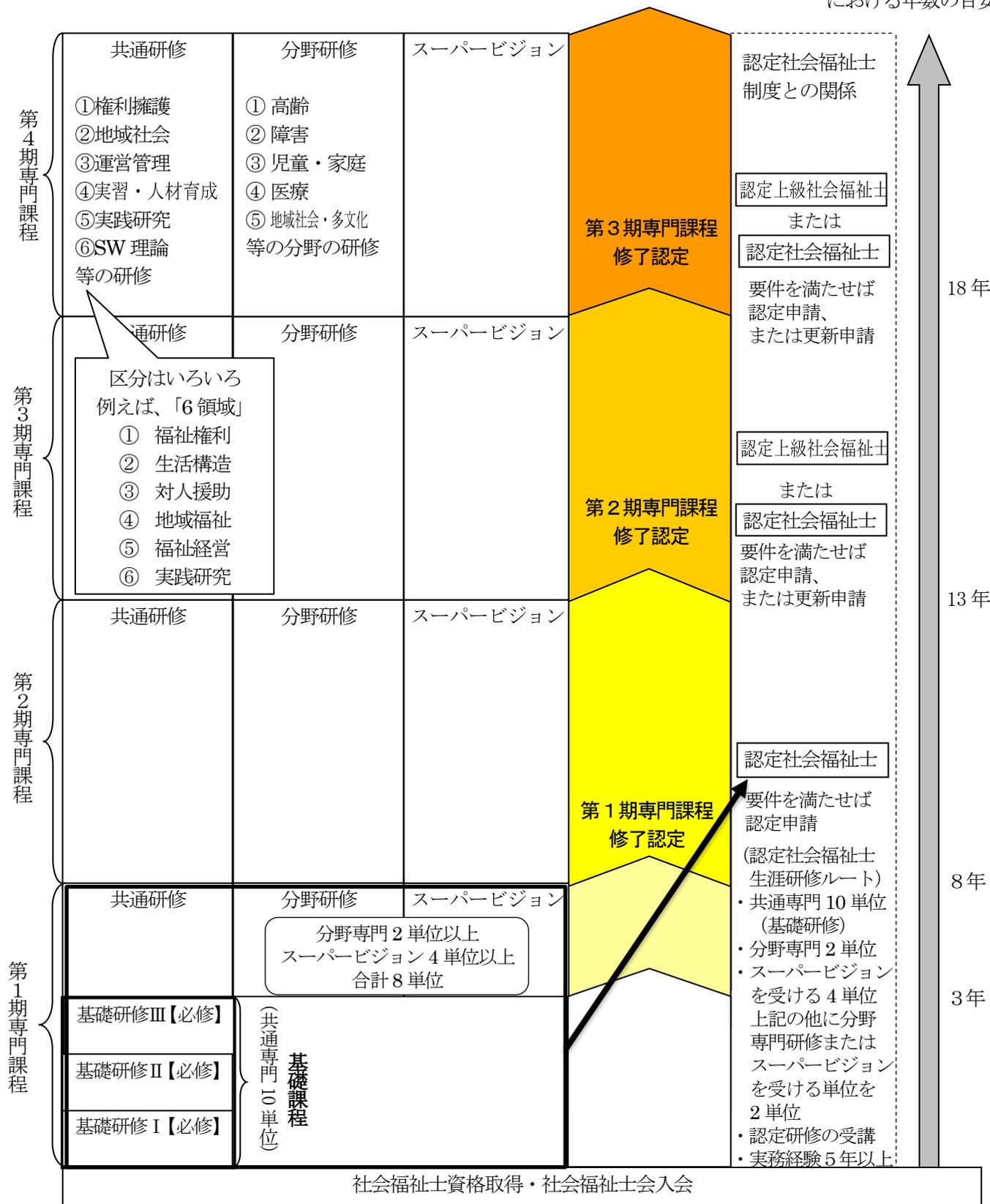
一定以上の研修単位を取得し課程修了をした者には、後進育成や研修の運営

といった活動や対外的な委員会への参加をはじめとする社会貢献などの役割を果たすことが期待されます。

具体的には、基礎課程修了者には基礎課程の運営について、専門課程修了者には研修会の企画運営や研修講師などを担うことが期待されます。また、対外的な委員会委員の推薦依頼に対しては、課程修了者を優先的に推薦することが望まれます。

生涯研修制度の体系

認定社会福祉士制度
における年数の目安



(5) 基礎課程について

基礎課程は、社会福祉士会に入会し、これから生涯研修制度に則って研鑽をすすめていくスタート地点です。基礎課程は、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲで構成され、各研修1年度間、合計3年度間で受講します。課程と各研修には次のねらいと到達点を設定しています。

■ 基礎課程の全体像

	ねらい	到達点
基礎課程 全体	社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士の倫理綱領を実践に結びつけて理解する。 ②社会福祉士に共通する専門性の基礎を身につける。 ③相談援助の実践モデルをふまえた実践ができる。 ④スーパービジョンについて理解ができる。 ⑤実践力や専門性を高めるために自己研鑽ができる。 ⑥実践研究の基礎を身につける。
基礎研修 Ⅰ	社会福祉士としての自覚を促すとともに実践の基礎となる、価値・知識・技術について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ①専門職が職能団体を構成する意義を知る。 ②日本社会福祉士会、都道府県社会福祉士会の組織と役割を知る。 ③生涯研修制度について知る。 ④社会福祉士に共通する専門性について知る。 ⑤実践現場における社会福祉士の専門性をふまえた役割を知る。 ⑥実践をふまえて社会福祉士が倫理綱領や行動規範を持つ意味を知る。
基礎研修 Ⅱ	社会福祉士として共通に必要な実践の基礎的知識や技術について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士の倫理綱領や行動規範をふまえた実践の理解ができる。 ②社会福祉士の共通基盤について理解を深め、実践との関係を知る。 ③社会福祉援助の展開過程を知り、それをふまえた実践ができる。 ④実践力を高めるための基礎的な援助技術を身につける。 ⑤スーパービジョンについて学ぶ。
基礎研修 Ⅲ	社会福祉士として共通に必要な知識・技術をふまえた、実践の展開を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉士としての権利擁護実践の基礎を理解する。 ②ソーシャルワークの理論をふまえた援助システムを理解する。 ③地域福祉システムと実践の関係を理解する。 ④事例研究の基礎を理解する。 ⑤スーパービジョンを体験する。

■カリキュラム

《基礎研修Ⅰ》

- 社会福祉士会のあゆみ
- 日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織
- 生涯研修制度
- 社会福祉士としての専門性について考える
- 社会福祉士に共通する専門性の理解
- 社会福祉士の倫理綱領・行動規範の理解および実践適用

《基礎研修Ⅱ》

- ソーシャルワークの視座と展開課程
- 実践のためのアプローチ
- 自立生活支援とコミュニティソーシャルワーク
- 実践事例演習Ⅰ
- 社会資源の理解と社会資源開発
- 連携システムのあり方とネットワークの構築
- 地域における福祉政策と福祉計画
- 社会福祉調査の方法と実際
- 新人教育プログラム
- スーパービジョン
- 社会福祉における法Ⅰ、Ⅱ
- ソーシャルワークと権利擁護の視点Ⅰ、Ⅱ
- 実践研究の意義と方法
- 実践研究のための記録
- 実践評価の方法
- 実践研究発表の方法

《基礎研修Ⅲ》

- 意思決定の支援
- 地域における福祉活動の実際
- 社会福祉の組織と組織マネジメントの意義、会議運営
- 福祉サービスにおける質の評価とサービスマネジメント
- リスクマネジメントと苦情解決システム
- 対人援助と事例研究
- 事例研究の枠組み
- 事例研究の方法としてのケースカンファレンス
- 事例研究のための事例のまとめ方
- 模擬事例検討会

■ 受講方法

基礎研修は、原則として所属の都道府県社会福祉士会で受講することになります。具体的な研修の実施方法等については、所属の都道府県社会福祉士会にご確認ください。なお、所属の都道府県社会福祉士会以外の社会福祉士会での受講については、受講を希望する都道府県社会福祉士会にご相談ください。

■ 研修単位

基礎課程は、基礎研修Ⅰから基礎研修Ⅲまでを修了することで基礎課程修了となります。生涯研修制度上の単位数は、「認証された研修 10 単位」と「生涯研修制度独自の研修・実績 3.5 時間」となります。

また、基礎課程は認定社会福祉士の研修認証を受けている研修のため、すべてのカリキュラムを修了すると、認定社会福祉士の認定申請に必要な共通専門科目 10 単位（8 科目）を取得できます。

【基礎研修単位】

基礎研修Ⅲ		1 単位	1 単位	1 単位			
基礎研修Ⅱ	2 単位	1 単位		1 単位	1 単位	2 単位	
基礎研修Ⅰ							3.5 時間
	権利擁護 (1 科目)	地域開発 (2 科目分)	サービス (1 科目)	実践評価 (2 科目分)	人材育成 (1 科目)	SW 理論 (1 科目)	生涯研修制度 独自の 研修・実績 (3.5 時間)
← 認証された研修 (10 単位) →							

(6) 専門課程について

専門課程には、社会福祉士として共通に必要な内容である「共通研修」と、特定の領域による専門的な内容である「分野研修」とがあり、専門性の向上には両者のバランスのよい受講が望まれます。

■ 研修計画

専門課程は、基礎課程と異なり、決まったカリキュラムを履修するのではなく、受講に関してご自身で研修計画を立てて進めます。

専門性の向上には、バランスのよい研修受講（スーパービジョンを含む。）が望まれます。研修計画を立てるにあたっては、共通研修と分野研修をそれぞれバランス良く履修できるよう 74 ページに掲載している「認定社会福祉士制度研修単位細則」別表 1・2 を参考にしてください。

ただし、相談援助等実践を行っていない会員の場合、研修によっては受講要件が満たせず受講できない場合があります。その場合は、ご自身が強化したい事項について受講が可能な研修の受講をすすめてください。

■ 受講要件・受講方法

専門課程の研修は、基礎課程を修了していることを前提にプログラムが組み立てられている研修もありますが、基礎課程の修了を受講要件としていない研修については、基礎課程修了前でも自由に受講していただくことが可能です。それぞれの研修の受講要件をよく確認のうえ、研修の受講をすすめてください。

■ 研修単位

専門課程は、共通研修と分野研修のそれぞれから研修を受講し必要な単位の取得をした後に課程修了申請を行います。専門課程は、第 1 期専門課程、第 2 期専門課程と期を積み重ね、各期において 35 単位を取得後に課程修了認定申請を行います。

専門課程の単位として認められる研修は、次のとおりです。各単位の詳細については、56～57 ページに掲載している「公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度研修単位基準細則」の別表をご覧ください。

(1) 認証された研修の受講

- ①認証研修：認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証された研修
- ②制度研修：社会福祉士資格を基礎資格として活用する制度における資格研修で、認定社会福祉士認証・認定機構が認めた研修
- ③スーパービジョン実績：認定社会福祉士制度の基準においてスーパービジョンをする、スーパービジョンを受けること

(2) 生涯研修制度独自の研修・実績*

- ①社会福祉士会が開催する研修のうち、認定社会福祉士認証・認定機構の研修認証を受けていない研修（ソーシャルワークに関するものに限る）：主催団体を問わず、主催者による出席管理・修了履歴管理がされている研修
- ②研修講師（ソーシャルワークに関するものに限る）：研修の講義及び演習の主担当の講師
- ③社会福祉士会の他、ソーシャルワークに関する学会が行う実践報告
- ④社会福祉士会の他、ソーシャルワークに関する学会への参加
- ⑤社会福祉士会に関する活動への参加：理事や委員会委員など会の運営に関するもの、災害支援、相談会等
- ⑥その他、本会が認めた研修・活動

* 2020年4月からの生涯研修制度専門課程修了認定申請の見直しに伴い、従来の「認定制度における研修以外の実績」は、生涯研修制度独自の研修・実績に含まれることとしました。

(7) スーパービジョンについて

生涯研修制度では、スーパービジョン実績を研修単位とします。

スーパービジョン実績とは、所定の手続きに則って行われた実際のスーパービジョンを研修単位としていくものです。

これまでスーパービジョンの必要性については多くの人が指摘してきたところですが、職場における人員配置の問題等から社会福祉士が社会福祉士からスーパービジョンを受ける体制の整備は十分に進んでいません。

そこで、本会はスーパービジョンの実施体制の整備を推進し、スーパービジョンが受けやすくなるよう環境整備を進めています。

なお、いわゆる「スーパービジョンとは何か」というような研修は、基礎研修の人材育成系科目Ⅰに含まれています。

■ スーパービジョン実績

研修単位として認められるには、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されたスーパーバイザーと認定社会福祉士認証・認定機構が定める方法に則ってスーパービジョンを実施することが必要です。具体的には、

- スーパーバイザーは、社会福祉士資格があり、相談援助実践を行っている方が対象となります。このスーパービジョンは模擬ではなく、ご自身で行っている相談援助実践について実際にスーパービジョンを行います。そのため、相談援助実践を行っていることが前提となります。
- スーパーバイザーは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録されたスーパーバイザーとスーパービジョン契約を行います。
- 個人スーパービジョンは、原則として1回あたり1時間以上、1年間で6回以上の定期かつ継続的に行うことで、認定社会福祉士認定申請に必要なスーパービジョン実績の2単位となります。5年間行うことで、10単位となります。契約期間は、原則として1年間とします。

なお、スーパーバイザーとスーパーバイザーの双方の合意が得られた場合には、契約期間を3ヵ月間まで短縮することができます。また、締結したスーパービジョン契約について、契約期間内に終了することが難しい場合には、契約期間を3ヵ月間延長することができます。

- スーパービジョン実施に際しては、認定社会福祉士認証・認定機構で指定する各種書類を使用します。

なお、スーパービジョン契約にあたっては、あらかじめ記入する書類があります。

スーパービジョンの実施方法、スーパーバイザー登録者の詳細については、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ

(<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>)に掲載されている「スーパービジョンの実施」の項目をご覧ください。

■ スーパービジョンの申し込み

認定社会福祉士認証・認定機構のホームページでスーパービジョンを受けたいと思うスーパーバイザーの連絡先を確認し、申し込みの連絡をします。申し込み時には、勤務先や連絡先、職歴、スーパービジョンの経験等を準備しておきます。事前に認定社会福祉士認証・認定機構のホームページに掲載の「スーパービジョン実施マニュアル ～個人スーパービジョン用」をダウンロードして、読んでおくと良いでしょう。

なお、スーパーバイザーの連絡先が社会福祉士会となっている場合は、当

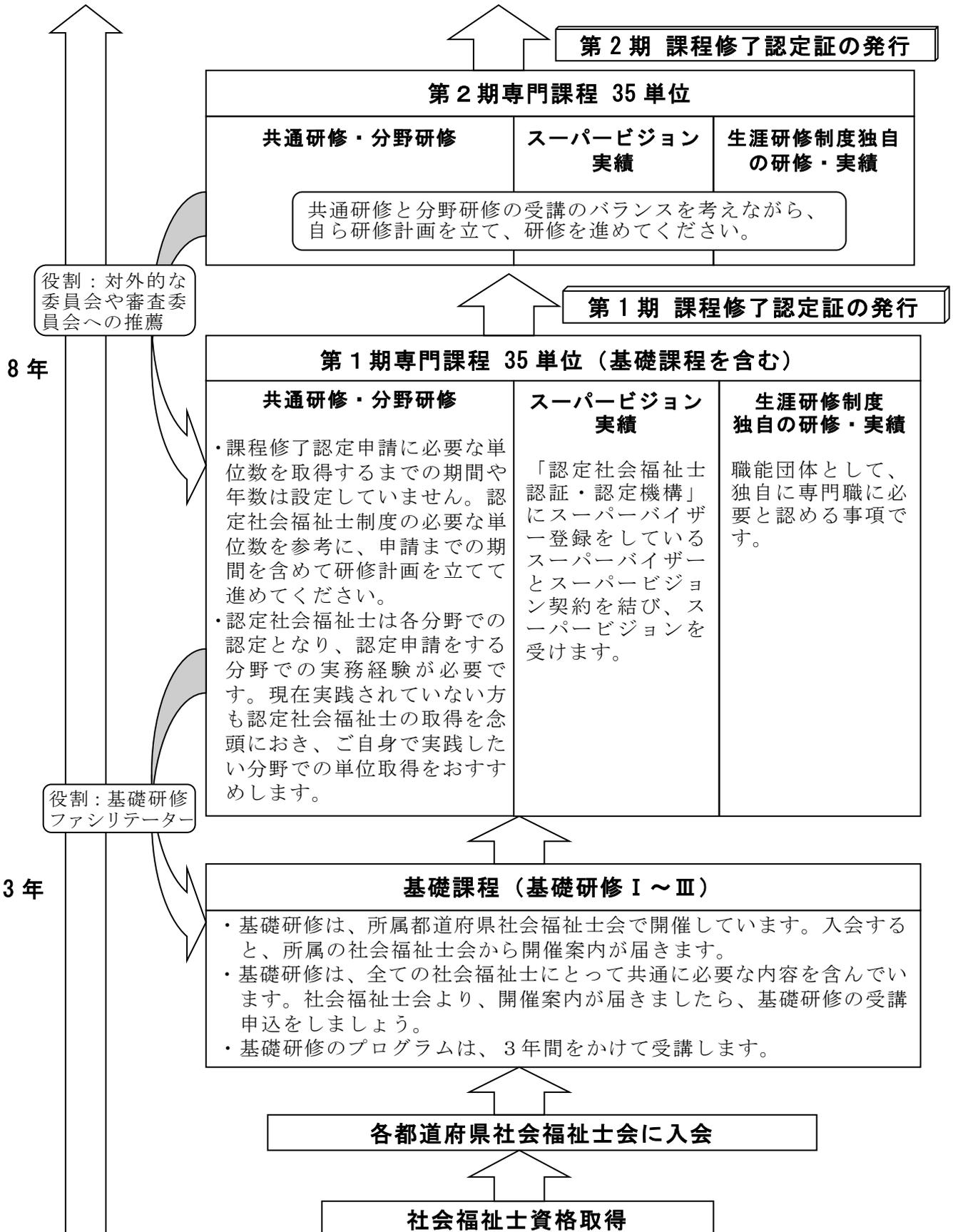
該社会福祉士会でコーディネートすることもできます。詳しくは、連絡先の社会福祉士会にお問い合わせください。

■ スーパービジョン申込みから実施までの流れ

スーパービジョンの流れ		スーパーバイザー	スーパーバイザー
時期 目安	項目		
開始 1 か月	事前面談前 1. スーパーバイザーへの連絡	スーパーバイザー候補者へ依頼 自己チェックシート記入	
	事前面談 2. 事前面談の準備		自己チェックシート内容確認
	事前面談／契約 3. 事前面談 4. 契約 5. 初回スーパービジョンに向けて	事前面談 契約 事前課題の設定	
2 か月	スーパービジョン1～6回目 6. 事前準備	事前課題の実施	
	7. スーパービジョンの実施	初回スーパービジョン時課題（テーマ）の設定 スーパービジョンの実施	
	8. 様式への記入 9. 振り返り	個人記録 振り返り	機能表
12 か月 終了	総括 10. 事前準備	自己チェックシート記入	機能表の記入
	11. 総括	総括	

日本社会福祉士会生涯研修制度

年数は目安



認定社会福祉士制度

更新（5年ごと）

認定上級社会福祉士	
活動イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織とともに、地域（地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等）で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
役割	<ol style="list-style-type: none"> ①指導・スーパービジョン ②苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> ①認定社会福祉士と認定されていること ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤認証された研修の受講 ⑥教育、研究、社会活動の実績 ⑦口述試験、論述試験

認定上級社会福祉士の個人認定と認定社会福祉士登録

認定制度のねらい

- ①社会福祉士の質を一定水準以上に保つことにより、社会のニーズに適切に対応できるようにする。また、そのような社会福祉士を可視化する。
- ②社会福祉士が自らのキャリア形成について先の見通しを立て、計画的に研鑽を積み重ねることが可能になる。

※認定社会福祉士認証・認定機構で個人認定審査を行い、合格者は認定登録機関（日本社会福祉士会）に登録を行います。

更新（5年ごと）

認定社会福祉士（〇〇分野）	
分野は選択（高齢、障害、児童・家庭、医療、地域社会・多文化） ※認定社会福祉士個人認定に必要な単位は69ページを参照ください。	
活動イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を実践。
役割	<ol style="list-style-type: none"> ①複数の課題のあるケースへの対応 ②職場内のリーダーシップ、実習指導 ③地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④他職種連携、職場内コーディネート等
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> ①社会福祉士資格 ②ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③相談援助実務経験5年以上 ④定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤認証された研修の受講

認定社会福祉士の個人認定と認定社会福祉士登録

認定制度の効果

- ①社会福祉士の雇用の安定や待遇改善がなされ、それに伴う職場の定着率の向上が図られ、事業者は安定的な人材確保ができること。
- ②社会福祉士有資格者は認定制度により質の担保がなされるといふキャリア形成システムへの信頼は、若年者・未経験者の雇用や育成などにおいてそれらの将来性への信頼とつながること。
- ③後進育成のシステムは、社会福祉士の養成課程へのフィードバックともなること。

ソーシャルワーカーの職能団体に加入する

社会福祉士資格取得

(8) 課程修了認定申請について

① 課程修了認定申請とは

生涯研修制度では、基礎課程、専門課程のそれぞれで、「課程修了」という区切りを設けています。

基礎課程は、基礎研修Ⅰから基礎研修Ⅲまでを修了すると基礎課程修了となります。基礎研修の履歴管理は、都道府県社会福祉士会を通じ、日本社会福祉士会の生涯研修制度履歴システムで管理されますので、課程修了認定申請は不要です。

専門課程は、共通研修と分野研修のそれぞれから研修（スーパービジョンを含む。）を受講し必要な単位の取得をした後に課程修了申請を行います。専門課程は、第1期専門課程、第2期専門課程と、期を積み重ねていくこととなります。修了申請に必要な単位は次のとおりです。

第1期専門課程	35単位（基礎課程：「認証された研修10単位」＋「生涯研修制度独自の研修・実績3.5時間」を含む。）
第2期専門課程以降	35単位

■生涯研修制度専門課程修了認定申請の見直しについて（2020年2月8日規程改正、2020年4月申請より適用）

2020年4月申請より、生涯研修制度の単位の基準等を見直しました。具体的には、認定社会福祉士制度の認証研修以外の研修で、研修実施主体によって含まれなかった研修単位を含まれることにしたこと、認定要件区分による申請単位数の上限の撤廃、付与する単位数の変更等です。これにより、従来よりも生涯研修制度専門課程修了認定において認められる研修単位が増え、申請がしやすくなりました。

なお、課程の年限は定めず35単位を1期とする基本的な申請の考え方に変更はありません。

■認定社会福祉士名簿登録者を専門課程の修了とみなす取り扱いについて（2022年12月17日規程改正）

生涯研修制度と認定社会福祉士制度との関係を整理し、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、認定社会福祉士名簿に登録したとき、専門課程修了したとみなすことにいたしました。

これにより、認定社会福祉士名簿登録している者は、別途に生涯研修制度の専門課程修了認定申請をする必要がなくなりました。

なお、みなしの扱いでは課程修了認定証は発行されないため、認定社会福祉士の登録有効期間内にある場合は、専門課程修了認定証明書の発行を受けることができます。専門課程修了認定証明書の発行には、別途専門課程修了認定証明書発行申請と手数料（1,000円）が必要となります。

② 申請書類

課程修了認定申請に必要な書類は、生涯研修センターのホームページに掲載しています。ダウンロードしてお使いください。

生涯研修センターホームページ

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/index.html>

③ 申請手続き

専門課程は、課程修了認定申請に必要な単位を修得した場合に課程修了申請をすることができます。

申請期間は、毎年4月1日から6月30日の間です。

申請には、課程修了認定申請書の提出と申請手数料（5,000円）が必要となります。振込手数料は申請者負担となります。

④ 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間

専門課程修了認定申請の対象期間は、原則として2012年4月1日以降となります。したがって、2024年度専門課程修了認定申請（申請期間：2025年4月1日～6月30日）をするには、資格取得後または2012年4月1日のうち、申請対象期間が短い方から2025年3月31日までに、所定の単位を取得していることが必要です。

様式第2号「課程修了認定申請書」

本紙（様式第2号）は、課程修了認定の申請時に必ず提出が必要です。

本会ニュースの送付先と同じ連絡先の場合には記入不要です。なお、住所変更等があった場合は、早めに「変更届」のご提出をお願いします。

様式第2号

記入見本

専門課程修了認定申請書

年 月 日

(公社) 日本社会福祉士会 生涯研修センター長 殿

申請者氏名	
連絡先住所 <small>※ニュース送付先と異なる場合のみご記入ください。</small>	〒
連絡先電話番号	
連絡先メール	
社会福祉士登録番号	(登録年度: 年)
所属都道府県士会	
会員番号	

別紙のとおり所定の単位を取得したので、生涯研修制度施行規程第12条に基づき、課程修了認定証の交付申請をいたします。

専門課程	第()期
申請単位数	(1) 認証された研修 () 単位 (シートⅠ) (2) 生涯研修制度独自のもの () 単位 (シートⅡ) 合計 () 単位 <small>※3.5単位以上であること</small>
履修期間	年 月 ~ 年 月
手数料納入証明書 (¥5,000)	下記の所定欄に納入証明書を糊付けすること
センター記入欄	(受付日) 年 月 日

(注) 1. 取得単位の証明のため、研修単位取得履歴(シートⅠ～Ⅱ)を添付すること。
2. 本会から研修修了を証明する文書(修了証等)の提出を求める場合があります。
3. 「専門課程」記入欄には、認定申請を行う期数(第何期目)を記入すること。
4. 基礎課程修了もしくは基礎課程免除については、シートⅠ-1に10単位分を記載し、「(1) 認証された単位」の単位に含めてください。
5. 「申請単位数」には、申請に有効な単位数を記入すること。

納入証明書添付欄

* E-Mail で申請する場合は、振込年月日、振込金融機関名を明記すること。

振込年月日	
振込金融機関名	

申請には「35 単位」以上が必要です。専門課程の対象となる研修や実績、単位の認定基準等については、「公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度研修単位基準細則」の別表(P.56～57)を参照ください。

履修期間は「専門課程修了認定申請の対象となる期間」となります。

様式第2号 シートI-1

「(1) 認証された研修 研修単位記録 ①認証研修・②制度研修 研修単位記録」

本紙（様式第2号 シートI-1）は、認証された研修の受講に関する記録シートです。

記入例
 様式第2号 シートI-1

会員番号（ 〇〇〇〇〇 ）氏名（ 福祉 太郎 ）

(1) 認証された研修 研修単位記録

<①認証研修・②制度研修 研修単位記録>

研修の区分 <small>(いずれかの口に チェックください)</small>	受講期間	研修会等の名称	主催団体名	単位数	認証番号 <small>(認証研修のみ)</small>
<input checked="" type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修	2015年〇〇月 〇〇日～2017 年〇〇月〇〇日	基礎研修I、II、III	〇〇県社会福祉 士会	10	20120050 20120051 20120052 20120053 20120054 20120055 20120056 20120057
<input type="checkbox"/> 認証研修 <input checked="" type="checkbox"/> 制度研修	2017年〇〇月 〇〇日～2017 年〇〇月〇〇日	2014年度社会福祉士 実習指導者講習会	〇〇県社会福祉 士会	1	-
<input checked="" type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修	2016年〇〇月 〇〇日～2016 年〇〇月〇〇日	2013年度成年後見人 養成研修(委託集合研 修)	〇〇県社会福祉 士会	2	20120046
<input checked="" type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修	2017年〇〇月 〇〇日～2017 年〇〇月〇〇日	〇〇研修会	〇〇県社会福祉 士会	1	201300〇〇
<input checked="" type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修	2017年〇〇月 〇〇日～2017 年〇〇月〇〇日	2014年度滞日外国人 ソーシャルワーク研 修	日本社会福祉士 会	1	20130001
<input checked="" type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修	2017年〇〇月 〇〇日～2017 年〇〇月〇〇日	ソーシャルワーク実 践理論研修1	〇〇大学〇〇学 部〇〇学科	2	201300〇〇
<input type="checkbox"/> 認証研修 <input type="checkbox"/> 制度研修					
研修単位小計				23	

「基礎課程修了」とみなされている方は、本シートの研修会等の名称の欄に「共通研修課程修了」、単位数欄に「10単位」とご記入ください。また、研修単位の小計にも10単位を含めた単位数をご記入ください。

「認証研修」は、認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証された研修です。「制度研修」とは、社会福祉士資格を基礎資格として活用する制度における資格研修で、認定社会福祉士認証・認定機構が認めた研修です。

認証番号が同一の研修は、1回のみ記入が可能です。

様式第2号 シートI-2

「(1) 認証された研修 研修単位記録 ③スーパービジョン実績記録」

本紙（様式第2号 シートI-2）は認定社会福祉士制度の基準において「スーパービジョンをする」、もしくは「スーパービジョンを受ける」ときの記録シートです。

様式第2号 シートI-2

会員番号(00000)氏名(福祉 太郎)
スーパーバイザー登録番号(0000000)

(1) 認証された研修 研修単位記録

<③スーパービジョン実績記録>

A スーパーバイザー記録

SV実施期間	回数	スーパーバイザー名 (スーパーバイザー登録番号)	テーマ	単位数
2017年1月15日～2018年1月10日	6回	鈴木次郎 (00000)	地域の中でのインフォーマルサポートも含めた他職種連携	2
研修単位小計				2

B スーパーバイザー記録

SV実施期間	回数	スーパーバイザー名 (勤務先) (職種)	テーマ	単位数
2017年2月10日～2018年2月5日	6	山田花子 (〇〇地域包括支援センター) (社会福祉士)	地域における他職種連携のあり方	2
研修単位小計				2

③スーパービジョン実績 (A+B)	合計	4 単位
--------------------------	-----------	-------------

スーパーバイザー記録
個人スーパービジョンの場合、1年間に6回のスーパービジョンを受けることで、2単位となります。

スーパーバイザー記録
個人スーパービジョンの場合、1年間に6回のスーパービジョンをすることで、2単位となります。

様式第2号 シートⅢ

「(3) 生涯研修制度独自の研修・実績 単位記録」

本紙（様式第2号 シートⅡ）は、「生涯研修独自の研修の受講および実績」に関する記録シートです。

記入見本		様式第2号 シートⅡ			
会員番号(〇〇〇〇〇) 氏名(福祉 太郎)					
(2) 生涯研修制度独自の研修・実績 単位記録					
研修の区分 (いずれかの□に チェックください)	期間	研修会等の 名称	主催 団体名	内容	単位数 (時間数)
<input checked="" type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2015年〇月 〇日～〇日 (1日間)	基礎研修Ⅰ 1日目	日本社会福祉 士会	社会福祉士のあゆみ、社会福祉士の組織、生涯研修制度	(3.5時間)
<input checked="" type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2015年〇月 〇日～〇日 (1日間)	〇〇研究会	〇〇県社会福 祉士会	〇〇に関する実践研 究集会	(5時間)
<input type="checkbox"/> ①研修受講 <input checked="" type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2015年 〇月〇日～ 〇月〇日 (5日間)	〇〇連続講座	〇〇市	〇〇市における 〇〇分野養成連続講 座の講師を担当	1 (15時間)
<input type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input checked="" type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2015年 〇月〇日	日本社会福祉 士会 〇〇大 会分科会〇	日本社会福祉 士会	〇分科会での〇〇〇 をテーマとした実践 報告	5
<input type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input checked="" type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2015年 〇月〇日 ～〇月〇日	日本社会福祉 士会 全国大 会・日本社会 福祉士学会	日本社会福祉 士会	講演、シンポジウ ム、〇分科会、記念 講演の参加	2
<input type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input checked="" type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input type="checkbox"/> ⑥その他	2016年 〇月〇日 ～〇月〇日	〇〇県社会福 祉士会 〇〇委 員会委員	〇〇県社会福 祉士会	〇〇委員会担当相談 会、研修会等の企 画・運営	1
<input type="checkbox"/> ①研修受講 <input type="checkbox"/> ②研修講師 <input type="checkbox"/> ③実践報告 <input type="checkbox"/> ④学会参加 <input type="checkbox"/> ⑤会活動参加 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥その他	2017年 〇月〇日 ～〇月〇日	社会福祉士海 外研修	社会福祉振 興・試験セン ター	〇〇国における〇〇 社会福祉に関する海 外研修(日本社会福 祉士会推薦)	2
研修単位小計					11 (8.5時間)

基礎研修Ⅰの1日目の科目「社会福祉士のあゆみ、社会福祉士の組織、生涯研修制度」は、生涯研修制度独自の研修・実績の「3.5時間」となります。

2018年度申請までは生涯研修制度独自の研修・実績①～⑥で申請できる単位数に上限がありました。2019年度申請より申請単位数の上限はなくなりました。

※(2) 生涯研修制度独自の研修・実績⑥については、日本社会福祉士会が生涯研修の単位として認めた活動・単位のみが対象となります。

認定社会福祉士取得により専門課程修了とみなされる場合の、修了証明書の発行申請書記入例

様式第4号

記入見本

専門課程修了認定証明書発行申請書

年 月 日

(公社) 日本社会福祉士会 会長 殿

申請者氏名	
連絡先住所 <small>※ニュース送付先と異なる場合のみご記入ください。</small>	〒
連絡先電話番号	
連絡先メール	
社会福祉士登録番号	(登録年度: 年)
所属都道府県士会	
会員番号	

公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度施行規程第13条第2項に基づき、課程修了認定証明書の発行を申請いたします。

認定社会福祉士登録番号	
認定社会福祉士登録回数	回目
認定社会福祉士有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
手数料納入証明書 (¥1,000)	下記の所定欄に振替払込請求書兼受領書を欄付けすること
センター記入欄	

振替払込請求書兼受領証添付欄

E-Mailで申請する場合は、振込年月日、振込郵便局名を明記すること。

振込年月日	
振込郵便局名	

本会ニュースの送付先と同じ連絡先の場合には記入不要です。なお、住所変更等があった場合は、早めに「変更届」のご提出をお願いします。

認定社会福祉士登録回数が1回目の場合、「第1期専門課程みなし修了」となります。
2回目は「第2期専門課程みなし修了」というように続いていきます。

(9) 生涯研修制度の履歴管理について

■ 研修単位の履歴管理

研修の修了履歴については、インターネットを利用した生涯研修制度管理システム（以下「管理システム」）で管理を行います。この管理システムでは、いつでもご自身の研修修了履歴を閲覧することができます。

管理システムで閲覧できる修了履歴は、2012年4月1日以降に開催した本会及び所属する都道府県社会福祉士会が主催する研修に限定されますので、特に他の団体等が主催した認定社会福祉士認証・認定機構の研修認証を受けた研修の修了履歴については、ご自身でマイページに入力し管理を行ってください。

また、研修の修了履歴は、課程修了認定申請に使用するだけでなく、ご自身がどのような研修を受講し、研鑽を重ねてきたかの記録となりますので、研修を受講修了したら、忘れずに整理し、マイページに入力をおこなってください。

管理システムの使い方については、入会後に発行される個別のログインID及びパスワードが記載された案内（会員証とともに送付）及び本会ホームページに掲載している『「生涯研修制度管理システム」操作マニュアル』をご確認ください。

管理システムを使用する中で、管理システムにアクセスできない、ログインIDとパスワードが分からない等がありましたら、所属の都道府県社会福祉士会までお問い合わせください。

■ 生涯研修制度管理システム

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/system.html>

(10) e-ラーニングについて

日本社会福祉士会では、社会福祉士にとって効率的かつ学びやすい環境を提供するために、ICTを活用して社会福祉士個々のニーズに合った研修を提供することができるよう研修提供体制の基盤構築を進めており、その一環として、オンデマンド配信によるe-ラーニング講座を開講しています。e-ラーニング講座へのログインは、生涯研修制度管理システムのユーザーIDとパスワードでログインができます。

2025年4月時点で100以上の講座を公開しています。

3. 生涯研修制度 Q & A

(1)生涯研修制度全般について

Q 1 なぜ生涯研修をしなければならないのでしょうか。

A 1 社会福祉士資格の取得は、専門職としてのスタートラインに立ったところと言われます。社会福祉士の名称と役割が社会に定着し、社会福祉士が日本各地において活躍し、資格に自信と誇りをもち、また地域住民や他の専門職から信頼を得るためには、社会福祉士の力量を向上させることが必要であり、そのために研修を重ねることが必要です。

また、社会福祉士の公的任用に向けては力量の担保を形として示す必要があり、生涯研修制度はその1つの方法となります。

なお、社会福祉士は、社会福祉士及び介護福祉士法第47条の2において研鑽の義務が規定されています。

(2)基礎課程について

Q 2 入会后3年間は基礎研修しか受講できないのでしょうか。

A 2 研修の受講要件を満たしていれば他の研修も受講は可能です。

また、研修単位として認められているものであれば基礎課程履修期間に履修した研修の単位を第1期専門課程の研修単位とすることも可能です。

Q 3 基礎研修Ⅰの集合研修を欠席してしまい、1年間で修了することができませんでした。期間延長することは可能でしょうか。

A 3 期間延長をして受講できなかった部分について翌年度に受講することができます。

なお、基礎研修の期間延長は、生涯研修制度上での扱いと認定社会福祉士制度上での扱いが異なります。

生涯研修制度上での基礎研修は、期間延長できる期間の年限を定めていないので、基礎研修Ⅰ受講開始から基礎研修Ⅲ修了までの期間に制限はありません。

一方、認定社会福祉士制度上での基礎研修は、基礎研修Ⅰの受講開始から6年度以内に修了することが必要です（原則として6年度を超えると認定社会福祉士制度の単位対象とはなりません※）。したがって、基礎研修Ⅰは受講開始から長くても4年度以内（期間延長3年度間まで）に修了することが必要です。

※コロナウイルス感染拡大防止に関する措置として、機構がコロナ禍の特別対応を認めている期間においては、7年度以内に修了することで単位となります。

- Q 4 基礎研修を受講中ですが、引っ越しのため所属の都道府県社会福祉士会を変更することとなりました。基礎研修は最初から受講しなければならないのでしょうか。
- A 4 年度途中で都道府県社会福祉士会を移動した場合でも、移動先の都道府県社会福祉士会のカリキュラムで、未履修講義・課題を引き続き履修することが可能です。ただし、研修テーマによって履修順が決まっていますので、研修の開催状況によっては移動した年度に受講できない場合があります。実施の状況については、都道府県社会福祉士会にご確認ください。
- Q 5 勤務している施設に社会福祉士がいない場合は、基礎研修Ⅰの事前課題はどうしたらよいのでしょうか。
- A 5 福祉関係の職場で勤務していない社会福祉士同様に、勤務先以外の施設で事前課題を作成してください。
- Q 6 入会した年度に基礎研修Ⅰを受講できませんでした。入会3年目で基礎研修Ⅰを受けることは可能でしょうか。
- A 6 入会の時期に関わらず基礎研修Ⅰの受講は可能です。基礎研修の受講の時期は任意に決められます。ただし、基礎研修Ⅰを修了しないと基礎研修Ⅱの、基礎研修Ⅱを修了しないと基礎研修Ⅲの受講はできません。
- Q 7 基礎研修Ⅰが修了していない場合でも、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲを受けられますか。
- A 7 受けられません。基礎研修Ⅰの修了を前提に、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲのプログラムを作成しています。
- Q 8 基礎研修Ⅰと基礎研修Ⅱを同時に受講できますか。
- A 8 同時の受講はできません。基礎研修は積み重ね式なので、基礎研修Ⅰを修了してから基礎研修Ⅱを受講することになります。
- Q 9 集合研修にすべて出席し、課題をすべて提出したら必ず修了できますか。テスト等で落ちたりしませんか。
- A 9 基礎研修の修了要件として、すべてのカリキュラムへの出席と修了レポートの提出・合格を定めています。修了レポートは、認定社会福祉士の科目区分ごとに設定していますので、科目区分ごとに修了レポートの合格が必要です。
- なお、提出した修了レポートが不可だった場合には再提出の機会が1回あります。

(3) 専門課程について

Q10 専門課程では研修計画を立てるようにとありますが、どのように立てたらよいのでしょうか。

A10 共通研修と専門研修のバランス、共通研修の中のバランスを考えて研修計画を立ててください。同じような研修ばかりを受けるような計画では実践力の向上は難しくなります。

具体的には、認定社会福祉士制度で必要としている科目のバランス（P. 74の別表1・2参照）を参考にして、ご自身の弱みの補強や強みのさらなる向上を視野に置いて研修計画を立ててください。

Q11 社会福祉士として研修を受講していれば、専門課程の課程修了認定申請をしなくてもかまいませんか。

A11 社会福祉士として研鑽を重ねるという意味では、研修を受けていれば修了申請をしなくてもいいという意見もあります。しかし、専門職としては、自身が研鑽をしていることを自身が知っているだけではなく、周囲に対しても研鑽を重ね責務を果たしていることを示すことが必要です。専門課程の課程修了認定申請は、自身が研鑽を重ねていることを示すとともに、本会としても社会福祉士会会員がきちんと研鑽を重ねていることを社会に示す根拠となりますので、積極的に申請をしてください。

Q12 旧生涯研修制度で共通研修課程を申請したことがあるのですが、その後の扱いはどのようになりますか。

A12 旧生涯研修制度で、共通研修課程修了の回数によって、現行制度のどこに移行するかが異なっています。

旧生涯研修制度の共通研修課程修了が1回または2回の方は、基礎課程が修了したものとみなされますので、第1期専門課程から開始してください。具体的には、第1期専門課程申請をするには、申請に必要な35単位から基礎課程修了相当（10単位＋3.5時間）を差し引いた分（24単位＋11.5時間）の単位を取得することにより可能となります。

共通研修課程修了が3回以上の方は、第1期専門課程が修了したものとみなされていますので、第2期専門課程から自己研鑽を進めてください。

なお、自身がどの段階にいるかについては、生涯研修制度管理システムの履修状況で確認できます。（生涯研修制度管理システムについては、Q42～Q47を参照してください。）

Q13 生涯研修制度の「専門課程」修了には何単位が必要なのでしょうか。

A13 35単位が必要となります。共通研修、分野研修、スーパービジョンの単位をバランスよく取得することが必要です。単位数の詳細は、生涯研修制度研修単位基準細則別表（P. 56～57別表参照）の「(2)生涯研修制度独自の

研修・実績」①～⑤を参照ください。

Q14 第1期専門課程については、基礎課程の単位を含めて35単位が必要とのことですが、基礎課程の単位数は何単位なのでしょう。

A14 基礎課程を修了すると、生涯研修制度上の単位数としては10単位と3.5時間となります。なお、内訳としては認定社会福祉士の共通専門科目10単位（8科目）と生涯研修制度独自の研修・実績3.5時間となります。

Q15 基礎課程履修中に受けた「基礎研修Ⅰ」「基礎研修Ⅱ」「基礎研修Ⅲ」以外の研修の単位は課程修了認定申請の時に単位として申請できますか。

A15 第1期専門課程の単位として扱うことができます。

Q16 大学院の卒業は単位になりますか。

A16 生涯研修制度では、大学院の卒業だけでは研修単位として認めていません。大学院で履修した科目が認定社会福祉士認証・認定機構による研修認証がされていることが必要です。大学院の科目が研修認証されていれば、その科目については単位として認められます。

なお、認証されている研修は、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページに公表されています。

Q17 15時間（1単位）に満たない研修（認定社会福祉士制度で認証されていない研修）の生涯研修制度における扱いはどうなりますか。

A17 本会及び都道府県社会福祉士会の実施する研修で、15時間に満たない研修（認定社会福祉士制度で認証されない研修）については、生涯研修制度独自の研修・実績として複数の研修を組み合わせ、その積算時間で単位換算することができます。ただし、主催者による研修の出席管理・履歴管理ができていることが前提となります。

Q18 研究集会（学会以外）の参加は、単位になるのでしょうか。

A18 日本社会福祉士会、ブロック社会福祉士会、都道府県社会福祉士会が主催する研究集会の他、ソーシャルワークに関する学会であれば、生涯研修制度独自の研修・実績となります。ただし、主催者による研修の出席管理・履歴管理ができていることが前提となります。

Q19 海外留学をしましたが、単位になるのでしょうか。

A19 海外留学は、単位にはなりません。教育機関の行う研修については、認定社会福祉士認証・認定機構が行う研修認証を受けていることが必要です。

Q20 社会福祉振興・試験センターが助成する海外研修に行きましたが、単位になるのでしょうか。

A 20 社会福祉振興・試験センターの海外研修は、本会が推薦を行っていますので、生涯研修制度独自の研修・実績の単位として扱います。単位数は、1回＝2単位です。

※社会福祉振興・試験センターの海外研修は、2020年度以降は実施されていません。

Q 21 施設見学会や、事例検討会は単位になるのでしょうか。

A 21 施設見学会や、事例検討会については、単位になるものとならないものがあります。社会福祉士会主催で目的・テーマが明確で、研修としての位置づけが確認できるものが生涯研修制度独自の研修・実績の単位として認められます。具体的に単位になるのかについては、研修主催者にお問い合わせください。

Q 22 シンポジウムなどを聞きに行った場合は単位になるのでしょうか。

A 22 日本社会福祉士会、ブロック社会福祉士会、都道府県社会福祉士会主催のシンポジウム等は、ソーシャルワークに関するものであれば、生涯研修制度独自の研修・実績の単位として認められます。ただし、主催者による出席管理、履修履歴管理がなされていることが前提になります。

Q 23 研修の講師をする側になってきたので、研修を受けることが減りました。研修受講でないと単位は認められないのでしょうか。

A 23 研修受講だけではなく、ソーシャルワークに関するものであれば、研修講師や大学・大学院等の講師（非常勤、相談援助実習指導を含む。）などの実績についても生涯研修制度独自の研修・実績の単位として扱っています。

Q 24 成年後見人材育成研修など成年後見に関する研修は基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）が終わるまで受講できないのでしょうか。

A 24 成年後見人材育成研修の受講要件の1つとして「基礎研修Ⅲ修了」がありますので、受講には基礎課程の修了が必要です。

なお、旧生涯研修制度の共通研修課程修了者（基礎課程修了とみなされている者）は、基礎課程修了とみなされますので、受講要件の「基礎研修Ⅲ修了」を満たします。

Q 25 何年間のうちに「専門課程」を修了するといった期間設定はありますか。

A 25 課程修了については、何年間でという期間設定はありません。課程修了に必要な単位が修得できれば課程修了認定申請をすることができます。

Q 26 単位は過去何年前まで認められますか。

A 26 基本的な考え方として、取得単位の有効期間は設けていません。社会福祉士資格を取得した後の研修受講修了であれば単位として認められますの

で、社会福祉士資格取得後に受講修了した研修単位は、最初の専門課程の修了認定申請をするまで有効です。ただし、一度「専門課程」を修了すると、それ以前に受けた研修の単位については、次期の専門課程修了申請の単位に含めることはできません。なお、単位対象期間は、新制度を開始した2012年4月1日以降となります。

Q27 「生涯研修制度独自の研修・実績」の「社会福祉士会に関する活動への参加」「会の運営」には、都道府県レベルではなく地区会の役員等も含まれますか。また、地区会で行われている研修は生涯研修制度の単位対象となりますか。

A27 都道府県社会福祉士会が認めた活動であれば、いずれも対象となります。「会の運営」の対象は、理事・委員会委員など、原則として年度間継続する活動を指します。

なお、課程修了認定申請時には社会福祉士会が作成した役員名簿、委員名簿、会からの委嘱状等資料の提出を求めることがあります。

Q28 都道府県社会福祉士会からの依頼で講師をつとめた場合の単位換算はどのようになりますか。

A28 日本または都道府県社会福祉士会から依頼された場合の講師活動は、「(2)生涯研修制度独自の研修・実績 ⑤社会福祉士会に関する活動への参加・会の運営」(1年間1単位)に該当します。

Q29 研修時間は、分単位まで単位として換算できますか。

A29 研修時間は、原則「時間」を単位とします。0.25時間(15分)を最少単位とし、0.25時間(15分)未満は切り捨てとします。

(例：3時間15分→「3.25時間」、4時間10分→「4時間」)

Q30 「生涯研修制度独自の研修・実績」で、異なるカウント方法の研修・実績を合わせて1単位と積算することはできますか。

A30 単位基準を統一することで、積算は可能です。

たとえば、7.5時間の研修受講と0.5単位の本会学会参加の積算の場合、7.5時間の研修受講は0.5単位に変換できるため、0.5単位+0.5単位=1単位として積算することができます。

(4)スーパービジョンについて

Q31 スーパービジョンは、基礎課程(基礎研修Ⅰ～Ⅲ)が終わってから受けるのが基本になりますか。入会后すぐにスーパービジョンを受けたい場合にはどうなりますか。

A31 原則として、基礎研修でスーパービジョンを受ける(スーパーバイザー

として) 基本的な力を身につけた上でスーパービジョンを受けていくことを想定しています。ただし、社会福祉士資格を取得する前から相談援助実践をしていたなど、入会后すぐにスーパービジョンを受けたい場合もあると思われます。このような場合には、基礎研修の受講と並行してスーパービジョンを受けることはあり得ると考えています。

Q 32 スーパービジョンでは職場外のスーパーバイザーからスーパービジョンを受けることができるということですが、職場の中のことを職場外で扱うことはできるのでしょうか。職場との関係で難しいのではないのでしょうか。

A 32 守秘義務の問題などを明確にすることで、職場を離れてのスーパービジョンは可能であると考えます。具体的には、職場の上長や利用者の了解をとるなど必要な手続きを行います。「公益社団法人日本社会福祉士会 正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取り扱いガイドライン」(P. 63~64) もご参照ください。

Q 33 カンファレンスをしない職場はないと思いますが、カンファレンスはスーパービジョンに含められないのでしょうか。

A 33 「スーパービジョン」はスーパーバイザーの成長に目的があり、「カンファレンス」はケースの対応に目的があるという違いがあります。したがって、カンファレンスのみではスーパービジョンとしては認められません。なお、スーパービジョンの単位として認められるためには、認定社会福祉士認証・認定機構が定める方法に従って取り組みを進めてください。

Q 34 自分以外に職場に社会福祉士がおらず、社会福祉士からスーパービジョンを受けることができません。どうしたらよいのでしょうか。

A 34 認定社会福祉士認証・認定機構のスーパーバイザー登録者のうち第4号(1)の者はすべて社会福祉士有資格者となっています。職場の上司が必ずしも社会福祉士ではなかったり、職場で社会福祉士からスーパービジョンを受けられなかったりする場合でも、社会福祉士から社会福祉士の視点でスーパービジョンを受けることが可能です。認定社会福祉士認証・認定機構のホームページ「スーパーバイザー登録者一覧」から、スーパーバイザーリストの検索ができますのでご参照ください。

Q 35 スーパーバイザーは、どのような人になりますか。

A 35 認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーは、認定社会福祉士認証・認定機構に登録された方を指し、その登録には一定の要件を満たす必要があります。

10年以上の相談援助実務経験や職能団体からの推薦などの要件を満たす「スーパーバイザー第4号(1)」や、7年以上の相談援助実務経験などの要件を満たし、所属する施設・機関でスーパービジョンを実施できる「スーパ

ーバイザー第4号(2)」、教員等でスーパーバイザーとして豊富な経験と実績のある「スーパーバイザー第4号(3)」などの方々が登録されています。

Q36 スーパービジョンを受けるためには、必ず都道府県社会福祉士会にコーディネートをしてもらわなければならないのですか。

A36 スーパービジョンはスーパーバイザーとスーパーバイザーの契約で行われるものであり、社会福祉士会のコーディネートを受けていないスーパービジョンを実施しても差し支えありません。

Q37 都道府県社会福祉士会が行うスーパービジョンのコーディネーターは、新入会を含めすべての会員が対象ですか。

A37 スーパービジョンを受ける（スーパーバイザーとして）基本的な力を身につけた上で、スーパービジョンを受けていただくことを想定しているため、原則として基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している方を対象としています。

なお、基礎課程を修了していない場合でも、認定社会福祉士を取得している方やスーパービジョンⅡ研修、スーパーバイザー養成研修（旧 スーパービジョン研修～経過的対応～）、e-ラーニング講座「社会福祉士会が行うスーパービジョン」のいずれかを修了した方も、コーディネーターの対象としています。

Q38 都道府県社会福祉士会がスーパービジョンのコーディネーターをしない場合でも、認定社会福祉士認証・認定機構のスーパービジョン実績の単位として認められますか。

A38 認定社会福祉士認証・認定機構が定める方法に従い、スーパービジョンの実践をしていれば、スーパービジョンの単位として認められます。

Q39 グループスーパービジョンは認められるのですか。

A39 認定社会福祉士制度では、2021年9月より、グループスーパービジョンの実施が認められています。認定社会福祉士制度で単位となるものが生涯研修制度で単位として認められますので、生涯研修制度上でも単位とすることができます。

なお、単位として認められるには、一定の枠組の中での実施が必要となりますので、詳細は認定社会福祉士認証・認定機構のホームページをご確認ください。

Q40 スーパービジョンにかかる費用についての決まりはありますか。

A40 スーパービジョンに関する費用（会場費・交通費等実費及び謝金）は、スーパーバイザーとスーパーバイザーとの契約によって定めるものです。生涯研修制度では金額についての定めはありません。

Q41 スーパービジョンの契約期間は1年間でないといけないのですか。

A41 認定社会福祉士認証・認定機構が定める認定社会福祉士制度スーパービジョン実施要綱では、「契約期間は、原則として1年間とする。ただし、スーパーバイザーとスーパーバイジーの双方の合意が得られた場合には、契約期間を3ヵ月間まで短縮することができる。」「締結したスーパービジョン契約について、契約期間内に終了することが難しい場合には、契約期間を3ヵ月間延長することができる。」としています。

なお、契約の開始日等は、契約者同士で調整し、任意で設定することができます。

(5)生涯研修制度管理システムについて

Q42 生涯研修制度管理システムとは何ですか。

A42 インターネットを活用した研修履歴を管理するシステムです。ご自身の研修履歴を管理し、いつでも閲覧することができます。

Q43 生涯研修制度管理システムはどのようにログインするのですか。

A43 生涯研修センターホームページからアクセスし、ログインID及びパスワードを用いて、管理システムにログインします。会員の方には、会員証の送付と合わせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵送でお送りしています。

◆生涯研修制度管理システム：

<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/system.html>

Q44 ログインIDとパスワードがわかりません。どうすればよいですか。

A44 所属の都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。

Q45 生涯研修管理システムの操作方法がわかりません。どのようにすればよいですか。

A45 生涯研修センターホームページから『生涯研修制度管理システム操作マニュアル』をダウンロードできます。操作マニュアルをご参照ください。

Q46 基礎研修Iを修了しましたが、履歴が表示されていません。マイページから自分で登録しないといけないのでしょうか。

A46 所属の都道府県社会福祉士会にお問い合わせください。

本会および都道府県社会福祉士会主催の研修の修了履歴は、主催者が入力します。履歴が表示されない場合は、主催者にお問い合わせください。基礎研修については都道府県社会福祉士会で入力をします。他の団体の実施する研修の場合は、マイページからご自身で入力をしてください。

Q47 eラーニング講座の視聴を終了したのですが、生涯研修制度管理システムに視聴履歴に反映されるものと反映されないものがあります。どうしてですか。

A47 eラーニング講座の視聴を終了したのにも関わらず、生涯研修制度管理システムに履歴取込みがされていない場合、次のような原因が考えられます。

- ・ 視聴は終了したが、「受講証明書発行」ボタンを押していない。
学習履歴のページに受講証明書発行の表示が出ているかご確認ください。表示がない場合は、学習ページに戻って「受講証明書発行」ボタンをクリックしてください。
- ・ 研修の講義部分としてeラーニング講座が組み込まれている。
例えば、基礎研修のeラーニング講座だけをすべて視聴終了してもシステムへの修了表示はされません。基礎研修のすべてのプログラムを終了（課題の合格を含む。）すると基礎研修修了として履歴が表示されます。

(6) e-ラーニング講座について

Q48 日本社会福祉士会のeラーニング講座とは何ですか。

A48 日本社会福祉士会ではICTを活用して、社会福祉士に必要な知識等を学ぶ講座の提供を行っています。インターネットを介してオンデマンドで講座を視聴できます。

Q49 どのような講座が視聴できるのですか。

A49 最新の制度施策の動向や専門的な知識に関する講座を提供しています。2025年4月現在で100以上の講座を用意しています。毎年、新しい講座を増やしています。

Q50 どのような方法で視聴するのですか。

A50 日本社会福祉士会ホームページからeラーニング講座ログイン画面へアクセスします。ログインするためのIDとパスワードは生涯研修制度管理システムと同じです。

◆e-ラーニング講座：

<https://jacsw.informationstar.jp/>

◆パスワードがわからないときは…

生涯研修制度管理システム・eラーニング講座への初回ログインがお済みの方でパスワードがご不明な方は、以下の問い合わせページより、お問い合わせください。

◆パスワード問い合わせページ：

<https://jacsw.informationstar.jp/top/remind.asp>

生涯研修制度管理システム・eラーニング講座に初回ログインがお済みでない場合は、氏名・生年月日・会員番号・社会福祉士登録番号を明記の上、担当（e-learning@jacsw.or.jp）宛てにメールを送信してください。

なお、土日祝日は休業のため、この間の（e-learning@jacsw.or.jp）へのお問い合わせは翌営業日の返信となります

【ご注意】

視聴区分により、視聴できる講座と視聴料が異なります。

- ① 会員に付与される ID にアルファベットはつきません。数字のみです。
- ② 会員以外の社会福祉士に付与される ID は N から始まります。
- ③ eラーニング講座の「ID、パスワード申込み」から取得できる社会福祉士以外に付与される ID は、C から始まります。C から始まる ID でログインした場合は、「基礎研修」は表示されません。
- ④ 異なる ID、パスワードで視聴した履歴を 1 つに集約することはできません。

Q51 eラーニング講座を受講したいのですが、動画の再生画面が表示されません。

A51 視聴に必要な機器やインターネット環境のご確認をお願いいたします。
なお、Microsoft Internet explorer を使用している場合は、ブラウザを Microsoft edge または Google chrome に変えて再度アクセスをお願いいたします。（サポート期間外の OS、ブラウザは対応していません）

Q52 動画の再生が途中で止まってしまいます。再生がなかなか始まりません。

A52 原因としてインターネット環境が良くない、またはネットが混み合っている可能性があります。時間をおいて再度アクセスを試みていただくか、それでも改善しない場合はインターネット環境の確認をお願いします。

視聴に必要な環境の確認は「eラーニング講座のご利用方法」からご確認ください。

<https://www.jacsw.or.jp/csw/eLearning/index.html>

Q53 動画の視聴を中断し、再び続きを視聴する場合は、どのようにしたらよいでしょうか。

A53 「視聴中断」のボタンで履歴を残すと、再び視聴を開始するときに「途

中から」のボタンが表示され、前回修了したところから視聴できます。
なお、iPad やタブレット、スマホの場合は、この途中からの再生機能はありません。

Q54 レポートの作成を中断し、再び続きに取りかかるには、どのようにしたらよいでしょうか。

A54 レポートを作成途中で中断する場合は、「提出する」をクリックすると作成中のレポートが保存されます。再びレポートに取りかかるときは、「提出・修正する」をクリックすると作成中のレポートが表示されます。
「提出する」をクリックせずに閉じると、作成していたレポート内容が消えてしまいます。

Q55 アンケート・テストの回答中にログアウトしてしまいました。途中から再開できますか。

A55 アンケート・テストには保存機能がありません。再度、最初から回答を入力してください。

Q56 レポートを作成中に調べものをしていました。しばらく経ってから再開して仕上げ「提出する」のボタンをクリックしたのに、次に進めませんでした。画面は閉じていないのですがどうしてでしょうか。

A56 画面を閉じていないものの再開した際に、最初の入力内容が消えてしまったのは、セッションタイムアウト（ログアウト）してしまったからだと思います。eラーニング講座のサイトのセッションタイムアウト時間（ログアウト）はサーバー上の設定で3時間と設定しております。

ただし、ユーザー側で無操作状態の場合、ブラウザ側のセッションタイムアウトの既定値が適用されてしまいますので、ブラウザにより異なりますが、概ね60分位でタイムアウトしてしまいます。このため、画面はそのままであったもののタイムアウトして、内容が消えてしまったものと思われます。レポートを作成途中で中断する場合は、「提出する」をクリックすると作成中のレポートが保存されます。再びレポートに取りかかるときは、「提出・修正する」をクリックすると作成中のレポートが表示されます。途中で調べ物などをするために操作を中断する場合は、「提出する」をクリックしてから中断してください。

4. 資 料

(1)生涯研修制度の規程類

公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修制度基本規程

生涯研修センター 規程第1号
1998年5月6日制定
最終改正 2022年12月17日

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 生涯研修センター（第4条・第5条）
- 第3章 事業内容（第6条・第7条）
- 第4章 生涯研修制度の体系（第8条）
- 第5章 生涯研修制度の内容と研修方法（第9条・第10条）
- 第6章 課程修了の認定（第11条～第13条）
- 第7章 都道府県社会福祉士会との関係（第14条～第17条）
- 第8章 雑則（第18条・第19条）
- 附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第6条第4号及び第5号に基づき社会福祉士の専門性の向上のため本会生涯研修制度に関して必要な事項を定める。

（正会員に所属する社会福祉士の義務）

第2条 正会員（以下「都道府県社会福祉士会」という。）に所属する社会福祉士は、生涯研修制度を通して、常に専門性の向上と自己研鑽に努めなければならない。

（本会の責任）

第3条 本会は、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士に対して生涯研修制度の情報と機会を提供し、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士の生涯研修を支援しなければならない。

第2章 生涯研修センター

(生涯研修センターの設置)

第4条 本会は、生涯研修制度を運用するため本会内に生涯研修センターを設置する。

(組織)

第5条 生涯研修センターにセンター長を置く。センター長は本会会長とする。

2 生涯研修センターは、センター長のもとに、次に掲げる機関を置く。

- (1) 生涯研修センター協議会
- (2) その他必要な部門

第3章 事業内容

(事業)

第6条 生涯研修センターは次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯研修手帳の作成及び配布
- (2) 社会福祉士が参加できる研修プログラムの研究、開発、企画、運営及び委託に関すること。
- (3) 研修履歴の管理に関すること。
- (4) 研修課程の修了認定に関すること。
- (5) 都道府県社会福祉士会への研修開催等支援及び都道府県社会福祉士会との連携に関すること。
- (6) その他生涯研修の目的に沿うこと。

第7条 本センターの運営については、生涯研修センター運営細則で定める。

第4章 生涯研修制度の体系

(生涯研修制度の体系)

第8条 生涯研修制度の体系は、基礎課程、専門課程の2課程からなる。

- 2** 基礎課程は、新たに都道府県社会福祉士会に所属した社会福祉士は必ず受講するものとする。
- 3** 専門課程は、共通研修及び分野研修からなる。
- 4** 共通研修は、社会福祉士として援助の分野にかかわらず共通に必要な事項の研修であって、原則として基礎課程を修了した都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が受講するものとする。
- 5** 分野研修は、特定の領域による専門的な研修であって、原則として基礎課程を修了した都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が受講するものとする。

第5章 生涯研修制度の内容と研修方法

(生涯研修制度の内容)

第9条 生涯研修の内容は、社会福祉士の倫理、社会福祉学、社会福祉援助技術、社会福祉関連法・制度の理解及びそれらに係るスーパービジョン、その他社会福祉士としての

業務を遂行するために必要なものとする。

(生涯研修制度の研修方法)

第10条 基礎課程は、新たに都道府県社会福祉士会に所属した社会福祉士が生涯研修センターの定めるカリキュラムに従い必ず受講するものとする。

2 専門課程は、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が自ら立てた研修計画に従い受講するものとする。ただし、専門課程において生涯研修センターが必修とする研修については必ず受講するものとする。

第6章 課程修了の認定

(課程修了の認定)

第11条 課程の修了は、基礎課程及び専門課程の2種類とする。

2 基礎課程の修了は、別に定める生涯研修制度管理システムの研修履歴をもって認定するものとする。

3 都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士は、専門課程が所定の基準を満たした場合、生涯研修センターに課程修了の認定を申請することができる。

4 生涯研修センターは、前項の申請をうけ、所定の基準を満たした者について専門課程の修了を認定し、「課程修了認定証」を発行する。

5 都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、認定社会福祉士名簿に登録したときは、専門課程を修了したとみなす。

(課程修了認定の申請)

第12条 前条の認定を受けようとする都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士は、所定の期間内に申請書を提出する。

2 都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士は認定の申請に際して別に定める費用を納めなければならない。

第13条 申請に必要な事項については別に施行規程で定める。

第7章 都道府県社会福祉士会との関係

(協力)

第14条 本会と都道府県社会福祉士会とは、その研修事業実施にあたっては、相互に協力するものとする。

(都道府県社会福祉士会生涯研修センター)

第15条 都道府県社会福祉士会は、研修事業実施にあたって都道府県社会福祉士会生涯研修センターの設置に努めるものとする。

2 センター長は、都道府県社会福祉士会会長とする。

(生涯研修委員)

第16条 生涯研修センターは、各都道府県社会福祉士会からの推薦を受け生涯研修委員を登録する。

(全国生涯研修委員会議)

第17条 生涯研修センターは、本会及び都道府県社会福祉士会との協力及び連携を目的として全国生涯研修委員会議を開催する。

2 全国生涯研修委員会議は、年1回以上開催する。

第8章 雑 則

(改正)

第18条 本規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、本制度の運用に必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、1999年4月1日から施行し、第7条に定める認定事務は、2000年3月1日から実施する。

2 この規則の施行以前にすでに会員であった者については、1996年4月1日に遡って申請することができるものとする。なお、1999年3月31日までに入会した会員については、基礎研修を履修したものとみなす。

3 この規則は、2002年10月19日に改正し、2003年4月1日から施行する。

4 この規則は、理事会承認の日、2003年2月19日から施行する。

5 2007年3月24日改正

附 則 (2010年3月20日)

(施行期日)

1 この規則は、2011年4月1日から施行する。ただし、新規則第6章の規定は、2012年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 2012年3月31日以前すでに本会会員であった者については、新規則第8条第2項の規定の適用については別途定める。

附 則

この規則は、総会承認の日(2014年3月15日改正)から施行する。

附 則

2015年3月14日改正、施行

附 則

2018年5月19日、生涯研修センター規則第1号公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規則を生涯研修センター規程第1号公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度基本規程に改正し、施行する。

附 則

2022年12月17日改正、施行

公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度施行規程

生涯研修センター 規程第2号

2010年10月16日制定

最終改正 2023年8月19日

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）生涯研修制度基本規程（以下「基本規程」という。）に基づき生涯研修制度の施行に必要な事項を定める。

- 第1章 機関
- 第2章 生涯研修センター協議会
- 第3章 生涯研修部
- 第4章 事務局
- 第5章 生涯研修手帳
- 第6章 研修の範囲と対象
- 第7章 認定
- 第8章 生涯研修制度の単位基準
- 第9章 生涯研修委員
- 第10章 雑則
- 附則

第1章 機関

（構成）

第1条 基本規程第5条第2項第1項に定める生涯研修センター協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) センター長
- (2) 本会生涯研修部の長
- (3) 本会の研修を統括する者
- (4) 都道府県社会福祉士会のブロック代表
- (5) 本会事務局長

2 生涯研修センター協議会は、必要に応じて評価に関する委員を置くことができる。

3 第1項第4号に規定するブロックの区分は、次のとおりとする。なお、選出人数は、関東甲信越ブロックに限り2名とし、それ以外は1名とする。

北海道ブロック : 北海道

東北ブロック : 青森県・岩手県・宮城県・山形県・秋田県・福島県

関東甲信越ブロック : 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

- 東海北陸ブロック : 富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿ブロック : 滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国ブロック : 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国ブロック : 徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄ブロック : 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県
鹿児島県・沖縄県

(必要な部門)

第2条 基本規程第5条第2項第2号に基づき生涯研修センターに生涯研修部を置く。

2 前項に掲げる部に委員会及び事務局を置く。委員会は複数設置することができる。

3 委員会の設置及び運営に関する事項は、「委員会の設置及び運営に関する規程」に準ずるものとする。

第2章 生涯研修センター協議会

(所掌事項)

第3条 生涯研修センター協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生涯研修制度の在り方の検討
- (2) 全国生涯研修委員会議プログラムの検討
- (3) 研修に関する本会と都道府県社会福祉士会の意見交換
- (4) その他、生涯研修にかかる重要事項の協議

第3章 生涯研修部

(所掌事項)

第4条 生涯研修部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 生涯研修センター協議会からの諮問事項
- (2) 研修開発に関する事項
- (3) 生涯研修制度に関する事項
- (4) 認定社会福祉士に関する事項
- (5) 基礎研修に関する事項
- (6) 研修評価手法の開発
- (7) その他目的に沿う事項

第4章 事務局

(所掌事項)

第5条 事務局は次に掲げる事項を行う。

- (1) 研修の運営
- (2) 研修情報の収集及び提供
- (3) 講師情報の収集

- (4) 研修履歴管理、生涯研修制度管理システムに関する事項（修了証、課程修了認定証の発行含む。）
- (5) 都道府県社会福祉士会の研修開催支援
- (6) 全国生涯研修委員会議の開催
- (7) その他目的に沿う事項

(組織)

第6条 前条の事業は、本会定款第54条に基づく事務局が行う。

2 前条の事業は、事務局長が統括する。

第5章 生涯研修手帳

(生涯研修手帳)

第7条 生涯研修センターは、正会員（以下「都道府県社会福祉士会」という。）に所属する社会福祉士に対して基本規程第6条第1号に定める『生涯研修手帳』を配布する。

第6章 研修の範囲と対象

(研修内容)

第8条 基本規程第9条の研修内容とは、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第5条に定める社会福祉士試験の科目に基づく領域に準ずるもの、その他社会福祉士として必要なものであって、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士自身の研修計画に基づいた内容であるものとする。

(基礎課程)

第9条 基本規程第10条第1項に規定する基礎課程の研修は、本会が各都道府県社会福祉士会に委託し開催する。

2 基礎課程は、原則として自己の所属する都道府県社会福祉士会において受講する。

(専門課程)

第10条 基本規程第10条第2項に規定する専門課程は、原則として基礎課程を修了した者を対象とする。

2 専門課程の研修方法は次のとおりとする。

(1) 認証された研修の受講

- ① 認証研修：認定社会福祉士認証・認定機構に研修認証された研修
- ② 制度研修：社会福祉士資格を基礎資格として活用する制度における資格研修で、認定社会福祉士認証・認定機構が認めた研修
- ③ スーパービジョン実績：認定社会福祉士制度の基準においてスーパービジョンをする、スーパービジョンを受けること。

(2) 生涯研修制度独自の研修・実績

- ① 認定社会福祉士の研修認証を受けていない研修：ソーシャルワークに関する研修で、主催者による出席管理・修了履歴管理がされている研修
- ② 研修講師（ソーシャルワークに関するものに限る）：国や自治体、社会福祉士会の研

修の講義及び演習の主担当の講師、大学・大学院等の講師（非常勤、相談援助実習を含む）

- ③社会福祉士会の他、ソーシャルワークに関する学会が行う学会等での実践報告
- ④社会福祉士会の他、ソーシャルワークに関する学会が行う学会への参加
- ⑤社会福祉士会に関する活動への参加:理事や委員会委員など会の運営に関するもの、災害支援、相談会等
- ⑥その他、本会が認めた研修・活動

第7章 認定

（認定証の発行）

第11条 基本規程第11条第3項に基づき生涯研修センターは、所定の単位を修めた者について課程修了を認定し、課程修了認定証（様式第1号）を発行する。

（申請の手続き）

第12条 所定の単位を修め認定を受けようとする者は、所定の期間内に、課程修了認定申請書（様式第2号）を生涯研修センターに提出しなければならない。

2 前項に定める所定の期間とは、毎年4月1日から6月30日までとする。

3 第1項に定める申請書の提出に際して、生涯研修センターからの求めがあった場合には修了証等の提出をしなければならない。

4 第1項の申請に際しては申請手数料を納めなければならない。

（課程修了認定証明書の発行）

第13条 第11条に掲げる課程修了認定証を紛失、破損した場合、又は記載事項に変更があった場合には、課程修了認定証明書発行申請書（様式第3号）を提出し課程修了認定証明書の発行を受けることができる。

2 基本規程第11条第5項に基づき専門課程修了とみなされる者は、課程修了認定証明書発行申請書（様式第4号）を提出し課程修了認定証明書の発行を受けることができる。ただし、課程修了認定証明書の発行を受けることができるのは認定社会福祉士登録の有効期間内にある者とする。

3 第1項又は前項により課程修了認定証明書の発行を受けようとする者は、発行手数料を納めなければならない。

（手数料）

第14条 第12条第4項に定める手数料は、1件につき5,000円とする。

2 前条第3項に定める手数料は、1件につき1,000円とする。

（認定の取り消し）

第15条 生涯研修センターは、都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が第12条第1項の申請に際して虚偽の事実を記載して申請をし課程修了認定を受けたときは、その認定を取り消すことができる。

第8章 生涯研修制度の認定の単位基準

(認定の単位の基準)

第16条 生涯研修制度における課程修了の認定のための研修単位は、次のとおりとする。

- (1) 基礎課程：指定されたカリキュラムを履修すること。
- (2) 専門課程：共通研修及び分野研修について、それぞれ指定された研修及び自己の研修計画に基づき指定された単位数以上の研修を履修すること。

2 個別の研修の単位数については、別に定める。

第9章 生涯研修委員

(所掌事項)

第17条 基本規程第16条に基づく生涯研修委員は、都道府県社会福祉士会生涯研修センターの一員として、都道府県社会福祉士会会長の協力を得て、次に掲げる役割を担う。

- (1) 生涯研修センターと都道府県社会福祉士会の連携を図る。
- (2) 都道府県社会福祉士会において生涯研修制度の定着に努める。

(全国生涯研修委員会議)

第18条 基本規程第17条に基づく全国生涯研修委員会議は、次に掲げる機能を有する。

- (1) 生涯研修センター事業に係る事項の連絡
- (2) 生涯研修センター事業に係る事項の都道府県社会福祉士会の意見の集約
- (3) 生涯研修センター事業に係る事項の課題の協議

第10章 雑 則

(改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の承認を得ることとする。

附 則 (2010年10月16日)

(施行期日)

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。ただし、第7章及び第8章の規定は、2012年4月1日から適用する。

(細則の廃止)

2 生涯研修制度実施細則（1999年2月13日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行以前すでに本会会員であった者については、第7章の規定の適用については別に定める。

附 則

2015年2月7日改正、施行

附 則

2018年5月19日、生涯研修センター規程第1号公益社団法人日本社会福祉士会生涯研修制度施行規程を生涯研修センター規程第2号に改正、施行

附 則

2019年1月19日改正、施行

附 則

2020年2月8日改正、施行

附 則

2020年7月11日改正、施行

附 則

2021年2月6日改正、施行

附 則

2022年12月17日改正、施行

附 則

2023年8月19日改正、施行

公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修センター運営細則

生涯研修センター 細則第1号
2010年10月16日制定
最終改正：2019年1月19日

公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）生涯研修制度基本規程及び生涯研修制度施行規程に基づき生涯研修センターの運営に関する事項を定める。

- 第1章 生涯研修センター協議会
- 第2章 研修プログラムの開発、指定及び実施
- 第3章 研修の委託
- 第4章 全国生涯研修委員会議
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 生涯研修センター協議会

（会議）

第1条 生涯研修センター協議会は、センター長が招集する。

2 生涯研修センター協議会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、7日前までに通知しなければならない。

（開催）

第2条 生涯研修センター協議会は、年2回開催する。

2 生涯研修センター協議会は、次の各号の一に該当する場合、臨時開催できる。

（1）センター長が必要と認めたとき

（2）構成する者の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもってセンター長に招集の請求があったとき

（議長）

第3条 生涯研修センター協議会の議長は、センター長がこれに当たる。

（定足数）

第4条 生涯研修センター協議会は、構成する者の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（委任）

第5条 構成する者はやむを得ない理由のため、生涯研修センター協議会に出席できない場合は、出席する構成員に表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

（議決）

第6条 生涯研修センター協議会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（稟議書の運用）

第7条 稟議は、生涯研修センターに係る構成員が起案する。

2 起案は指定された書式に基づき作成しなければならない。

3 起案者が、生涯研修センター協議会の構成員に起案内容の承認を求める。

- 4 承認を求められた構成員は、7日以内に承認の可否を起案者に連絡しなければならない。
- 5 承認を求める方法は、電子メール、ファックス等、書面をもって行う。
- 6 起案は、承認可否の連絡をした構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 第4項に定められた期間内に連絡がなかった場合は、議長に委任されたものとみなす。

(理事会への報告と承認)

第8条 生涯研修センター協議会で議決された事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

第2章 研修プログラムの実施

(研修プログラムの開発)

第9条 研修プログラムの開発は、理事が理事会に起案し、理事会が研修プログラムの開発の可否を協議の上、承認する。

(研修の実施)

第10条 前条の研修プログラムの実施の決定は、理事会が行う。

- 2 研修の運営については別に定める。

第3章 研修の委託

(研修の委託)

第11条 第9条第2項で実施の決定を行った研修プログラムは、正会員（以下「都道府県社会福祉士会」という。）又はその他の団体等（以下「団体」という。）に対して、その全部又はその一部を委託することができる。

- 2 研修の委託は、センター長の発議により、理事会の承認を得て行うものとする。
- 3 研修の委託は委託契約書を交わして行う。

(委託の要件)

第12条 委託の対象となる研修の要件は次のとおりとする。

- (1) 都道府県社会福祉士会あるいは団体が実施可能な研修であること。
- (2) 本会が実施する場合と同等の質が担保できると見込まれること。

(委託契約の内容)

第13条 委託契約書の内容は次のとおりとする。

- (1) 委託の範囲
- (2) 受講対象者の要件
- (3) 受講定員
- (4) 研修の形式
- (5) 研修の方法
- (6) 研修内容の概要（科目、課題内容など）
- (7) 研修の時期・期間
- (8) 教材・テキストの内容及び確保の目途
- (9) 理解度を確認する方法及び修了の基準
- (10) 講師の選定基準及び講師の確保
- (11) 研修の実施体制（事務局・サポートを含む）
- (12) 収支予算書

- (13) 研修の評価について
- (14) その他研修の運用に必要な事項

(契約の変更)

第14条 契約内容の変更をする場合は、本会と受託者とで協議・決定するものとする。

(契約の解除)

第15条 契約は、研修の開催に支障が無い場合に限り、有効期間中いつでも、定められた予告期間をもって、契約を解約することができる。

(報告)

第16条 契約の存続期間が満了し、又は前条の規定により契約が解約される場合は、契約終了時においてその業務の現況を報告することを要するものとする。

(委託契約の手続き)

第17条 委託の手続きについては別に定める。

(再委託の禁止)

第18条 委託した研修の全部または一部を第三者に委託することはできない。

第4章 全国生涯研修委員会議

(全国生涯研修委員会議)

第19条 基本規則第17条に基づき全国生涯研修委員会議を開催する。

(招集)

第20条 全国生涯研修委員会議は、都道府県社会福祉士会生涯研修委員をセンター長が招集する。

第5章 雑 則

(改廃)

第21条 この細則の改廃は、理事会の承認を得ることとする。

(補足)

第22条 この細則に定めるもののほか、生涯研修センターの運営に必要な事項は別に定める。

附 則 (2010年10月16日)

(施行期日)

1 この細則は、2011年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 社団法人日本社会福祉士会生涯研修センター運営規程(2002年10月19日制定)は廃止する。

3 2014年4月1日改正

附 則

1 2015年2月7日改正

附 則

2018年5月19日改正、施行

附 則

2019年1月19日改正、施行

公益社団法人日本社会福祉士会

研修細則

生涯研修センター 細則第2号
2011年2月12日制定
最終改正：2015年2月7日

この規程は、生涯研修センター運営細則（2010年10月16日細則第28号）第2章に基づき研修プログラムの開発、指定及び評価について定める。

- 第1章 総則
- 第2章 プログラムの開発
- 第3章 プログラムの指定
- 第4章 プログラムの評価
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総 則

（研修プログラム）

第1条 研修プログラムとは、次に掲げる項目及びその内容のことをいう。

- (1) 研修の目的
- (2) 研修対象者（受講条件）
- (3) 受講定員
- (4) 研修形式
- (5) 研修方法
- (6) 研修のテーマおよび到達目標（修得事項）
- (7) 研修期間及び研修時間
- (8) 研修科目
- (9) 教材・テキスト
- (10) 効果測定
- (11) 修了基準
- (12) 講師の人選基準
- (13) その他研修企画に際しあらかじめ決定されている必要のある事項

第2章 プログラムの開発

（研修プログラム開発のための機関）

第2条 新たな研修プログラムの開発に当たっては、本会内に研修プログラム開発のための委員会（以下「開発のための委員会」という。）を置くことができる。

2 開発のための委員会の設置と運営については、「委員会の設置と運営に関する規程」による。

（研修プログラム開発申請）

第3条 新たな研修プログラム開発をしようとする委員会の長または本会理事は、研修プログラム開発申請書（様式第1号）および研修プログラム開発計画書（様式第2号）を部内で調整を経て生涯研修センター長に提出する。

(研修プログラム開発の審査)

第4条 生涯研修センター協議会は、申請のあった研修プログラム開発計画書について審査する。

2 生涯研修センター協議会は、次に掲げる事項に基づき審査を行う。

- (1) 研修プログラム指定要件に定める項目が具体的であること。
- (2) 研修プログラム開発のための委員会の設置が可能であること
- (3) 原則として「2年以内」にプログラムの開発が可能であること
- (4) 開発予算が組めること
- (5) その他

(研修プログラム開発の承認)

第5条 生涯研修センター長は、生涯研修センター協議会の審査結果について理事会に報告し、プログラム開発の可否について承認を得なければならない。

2 第3条の申請者は、理事会での協議の際、補足説明を行うことができる。

3 生涯研修センター長は、審査の結果及び理事会協議結果について第3条の申請者に回答書(様式第3号)をもって通知する。

第3章 プログラムの指定

(指定申請)

第6条 開発のための委員会は、開発した研修について指定を受けるために「研修プログラム指定調査書(様式第4号)」を生涯研修センター協議会に提出する。

2 第2章の規定によらないで開発された研修プログラムについて、指定を受けようとする場合は、理事の発案により、「研修プログラム指定調査書(様式第4号)」を生涯研修センター協議会に提出しなければならない。

(指定審査)

第7条 生涯研修センター協議会は、研修プログラム指定条件に基づき審査を行う。

2 生涯研修センター長は、審査の結果について第6条の申請者に回答書(様式第5号)をもって通知する。

(指定)

第8条 生涯研修センター長は、生涯研修センター協議会の審査の結果について理事会に報告し、承認を得なければならない。

2 第6条の申請者は、生涯研修センター長の報告の際、補足説明を行うことができる。

第4章 プログラムの評価

(研修プログラムの評価)

第9条 プログラムが指定された研修は、別に定める方法で評価を行う。

2 前項に定める評価の結果の扱いについては別に定める。

第5章 雑 則

(改廃)

第10条 この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、2011年4月1日から施行する。なお、この細則の施行前に開発を承認された研修については、第5条の開発の承認を得たものとする。

(規程の廃止)

- 2 専門分野別研修規程(2004年3月21日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

様式 (略)

公益社団法人日本社会福祉士会 研修運営細則

生涯研修センター 細則第3号

2011年2月12日制定

最終改正 2016年3月12日

生涯研修制度施行規程第11条に基づき研修の運営について定める。

(運営対象)

- 第1条 本細則で定める運営の対象となる研修は、本会が主催し正会員(以下「都道府県社会福祉士会」という。)に所属する社会福祉士が受講できる研修とする。

(募集および広報)

- 第2条 受講者の募集は、次に掲げる手段により広報する。

- (1) 日本社会福祉士会ニュース
- (2) ホームページ
- (3) その他

(申込み)

- 第3条 受講申込みは、募集要項に定められた方法による。

(受講の一次決定)

- 第4条 受講者の一次決定は、次に掲げる方法による。

- (1) 先着順
- (2) 都道府県社会福祉士会の推薦
- (3) その他生涯研修センターが認めた方法

(受講の最終決定)

- 第5条 受講の最終決定は、一次決定者のうち、受講費の入金をもって行う。

(受講費)

第6条 一次決定者は、原則として研修実施1か月前までに入金する。

(キャンセル)

第7条 キャンセルの取扱い方法は、募集時または受講決定時に明示する。

(受講の停止)

第8条 センター長は、研修受講者が次の各号の一に該当するときは、当該研修受講者の受講を停止することができる。

- (1) 研修受講資格に虚偽の申告があったとき。
- (2) 受講において不正行為があったとき。
- (3) 受講費を納入しないとき。
- (4) 研修への妨害行為があったとき。
- (5) その他研修に支障があるとき。

(受講の取り消し)

第9条 センター長は、研修受講者が次の各号の一に該当するときは、当該研修受講者の受講を取消することができる。

- (1) 研修受講資格に虚偽の申告があったとき。
- (2) 受講において不正行為があったとき。
- (3) 受講費を納入しないとき。
- (4) その他研修に支障があるとき。

(修了基準)

第10条 修了の判断基準は、次に掲げる基準による。

- (1) 研修の全課程に出席していること。原則として30分以上の遅刻または早退がある場合は修了を認めない。ただし、研修ごとに定める基準が別にある場合はこの限りではない。
- (2) 研修で定められた課題について合格基準に達していること。
- (3) その他、研修ごと定められた修了の基準を満たしていること。

(修了通知)

第11条 修了の通知は、生涯研修制度管理システムに研修の修了履歴として表示する。

2 認定社会福祉士認証・認定機構の認証を受けた研修の修了者には、修了証を発行する。

3 修了履歴の発行を希望し所定の手続きで発行申請を行い必要な費用を納入した者には、修了履歴を発行することができる。

(修了証明書発行)

第12条 修了証明書の発行を希望し所定の手続きで発行申請を行い必要な費用を納入した者には、修了証明書を発行することができる。

(修了履歴の管理)

第13条 修了の履歴管理の方法は別に定める。

(実施報告)

第14条 研修実施報告は、企画・運営者が第一次評価とともに生涯研修センター協議会に報告する。

(報告事項)

第15条 報告事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 研修名
- (2) 研修テーマと講師
- (3) 日時
- (4) 会場
- (5) 受講申込者数
- (6) 受講者数
- (7) 修了者数
- (8) 収支一覧（会計報告）
- (9) アンケート集計
- (その他)

第16条 その他研修の運営に必要な事項は別に定める。

(改廃)

第17条 この細則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、2011年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は、ホームページでの研修の修了履歴閲覧システムが稼働するまでの間は従前の方法による。
- 2 生涯研修センター企画運営部門運用ガイドライン（2003年1月25日生涯研修センターガイドライン第2号）は廃止する。

附 則

2015年2月7日改正、施行

附 則

2016年3月12日改正、施行

公益社団法人日本社会福祉士会 生涯研修制度研修単位基準細則

生涯研修センター 細則第4号

2012年2月11日制定

最終改正 2020年2月8日

生涯研修制度施行規程第16条に基づき、生涯研修制度における課程修了の認定に必要な研修の単位について定める。

(定義)

第1条 この細則において研修とは、名称のいかんを問わず社会福祉士が価値並びに倫理の確立、知識の獲得及び技術を向上させるために受けるものをいう。

(課程修了に必要な単位)

第2条 生涯研修制度の課程修了に必要な単位は、次に掲げる単位数とする。

(1) 基礎課程：基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲで定める単位。

(2) 専門課程：35単位。ただし、第1期専門課程については基礎課程を含めて35単位とする。

(課程修了申請における研修単位の有効期間)

第3条 生涯研修制度における課程修了のための研修単位の有効期間は、原則として定めない。ただし、社会福祉士取得前に履修した研修は、生涯研修制度の課程修了の単位には認めない。

(研修の単位)

第4条 生涯研修制度における課程修了の申請において認められる研修と単位数は、別表のとおりとする。

2 課程修了の申請に有効な研修の単位は、研修主催者による研修修了が認められたものに限る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は2012年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧生涯研修制度による共通研修課程修了申請をするときの単位の基準は、生涯研修制度実施細則(1999年2月13日制定)に定める基準による。

附 則

1 この規則は、理事会の承認の日(2012年5月19日)から施行する。

2 基礎課程の単位数については、認定社会福祉士認証・認定機構の認証の後に確定する。

附 則

1 2011年度以前に正会員に所属した社会福祉士で旧生涯研修制度の共通研修課程修了認定を1回ないし2回受けている者は基礎課程を修了したものとみなし、第1期専門課

程の共通研修 10 単位分を取得したものとする。

2 2015 年 2 月 7 日改正

附 則

2016 年 3 月 12 日改正、施行

附 則

2020 年 2 月 8 日改正、施行

別表 生涯研修制度の単位の認定基準

認定要件区分	内容例	単位	備考
(1) 認定された研修	①認定研修 研究会	認定された単位	認定社会福祉士制度の基準による
	②制度研修 (社会福祉士を基礎資格とするもの)	認定された単位	認定社会福祉士制度の基準による 大学院の卒業でなく、履修した科目が認定されていること
	③スーパーバイザー 実習指導者研修等	認定された単位	認定社会福祉士制度の基準による 社会福祉士実習指導者講習会は1単位
(2) 生涯研修制度 独自の研修・実績	スーパーバイザー	認定された単位	認定社会福祉士制度の基準による
	スーパーバイザー	認定された単位	認定社会福祉士制度の基準による
	研修の修了	15 時間＝1 単位	日本社会福祉士会が審判するe-ラーニングを含む
	研修の講義・演習（主担当）	15 時間＝1 単位	7.5 時間＝0.5 単位。時間数よ、複数研修の積算時間でよい ※認定社会福祉士認定・認定機構で定める教育実績の研修講師を含む
	研修の演習ファシリテーター	30 時間＝1 単位	
	大学・大学院等の講師（非常勤、相談実習指導を含む）	15 時間＝1 単位	
	③論文等執筆/学会等での 実践報告	1 回＝5 単位	
	研究会	1 回＝3 単位	社会福祉士会発行の論文等とは「論文、研究ノート」、「実践研究」、「実践報告」を指す。 ブロックの区分は、生涯研修制度施行規程第1条3項に基づく
	その他、ソーシャルワークに関する 学会	1 回＝3 単位	

認定要件区分	内容例	単位	備考
(2) 生涯研修制度 独自の研修・実績	④学会への参加（ソーシャルワークに関するものに限る）	1回=2単位	
	本会	1回=1単位	
	ブロック社会福祉士会 都道府県社会福祉士会	1回=1単位	
	その他、ソーシャルワークに関する学会	1回=1単位	
	⑤社会福祉士会に関する活動への参加	1年間=1単位	理事、委員会委員など
		15時間=1単位	時間数や回数回の積算でよい 雇用など業務は除く
	15時間=1単位	職務の場合には除く 活動時間のみ（移動時間等は除く）	
⑥その他、本会が認めた研修・活動	（公財）社会福祉振興・試験センターが助成する海外研修	本会が認めた単位	（公財）社会福祉振興・試験センター実施の「海外研修・調査」1回 =2単位

公益社団法人日本社会福祉士会基礎研修要綱

生涯研修センター 要綱第4号

2013年11月16日制定

最終改正 2024年2月3日

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本社会福祉士会（以下「本会」という。）生涯研修制度基本規程第10条第1項に規定する基礎課程の中の基礎研修について定めることを目的とする。

(研修のねらい)

第2条 基礎研修のねらいは、社会福祉士として共通に必要な価値・知識・技術を学び、社会福祉士の専門性の基礎を身につけることとする。

(研修構成)

第3条 基礎研修の構成は、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲとする。

2 基礎研修は、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲの順序で受講する。

(実施主体)

第4条 基礎研修の主催は本会とし、正会員（以下「都道府県社会福祉士会」という。）に委託する。

(研修対象者)

第5条 基礎研修Ⅰの対象者は、社会福祉士とする。基礎研修Ⅱの対象者は、基礎研修Ⅰを修了した者とする。基礎研修Ⅲの対象者は、基礎研修Ⅱを修了した者とする。

(研修期間)

第6条 基礎研修の研修期間は、基礎研修Ⅰ、基礎研修Ⅱ、基礎研修Ⅲ、それぞれ原則1年間とする。ただし、1年間で修了できない場合には、期間延長を認める。

(研修内容)

第7条 基礎研修の内容は、生涯研修センター基本規程第10条第1項で承認された研修プログラムとする。

2 基礎研修のプログラムは、自宅学習、講義、演習、グループ討議、報告会で構成する。各プログラムの内容は、別に定める各科目の構成に沿って行う。

(研修教材)

第8条 基礎研修の研修教材は、各科目の要綱に基づき本会が指定する。

(研修運営)

第9条 基礎研修の運営は、原則として都道府県社会福祉士会が設置する生涯研修センターで組織的に行う。

(受講管理)

第10条 都道府県社会福祉士会は、基礎研修受講者の受講管理を行う。

2 基礎研修を受講中の都道府県社会福祉士会に所属する会員が、他の都道府県社会福祉士会に異動した場合は、転出先の都道府県社会福祉士会で引き続き受講ができる。

3 基礎研修を受講中の都道府県社会福祉士会に所属する会員が、他の都道府県社会福祉

士会に異動した場合は、都道府県社会福祉士会間で受講状況の連絡引き継ぎを行う。

(講師)

第11条 基礎研修の講師は、次に掲げる者が担当する。

- (1) 本会生涯研修制度の第1期専門課程修了者
- (2) 認定社会福祉士
- (3) 基礎研修講師養成研修修了者
- (4) 科目別に定められた要件を満たす者

2 演習補助者は、原則として基礎課程を修了している都道府県社会福祉士会会員が担当する。

(定員)

第12条 都道府県社会福祉士会は、基礎研修の企画において、適切な研修運営ができるよう定員を定める。

2 基礎研修の演習は、講師1名あたり受講者20名以下とする。なお、受講者が21名以上になる場合は、20名に1名の割合で講師またはファシリテーターの配置を行うこととする。

3 基礎研修の演習をオンラインのライブリアルタイム配信で行う場合は、1グループの受講者数は10名以下とする。なお、演習のハイフレックス型の実施は認めない。

(修了要件)

第13条 基礎研修は、原則として第7条第1項で定める所定のプログラムを全て受講し、各科目で定める修了要件を満たすことで修了とする。

2 やむを得ない事情により、期間内にすべてのプログラムを受講できない場合には、研修受講者に対し、研修期間の延長を認めることができる。

3 原則として、10分以上の遅刻または早退は欠席として扱う。ただし、欠席扱いとなったプログラムを受講することで修了を認めることができる。

(修了評価)

第14条 基礎研修で修了評価を行う科目は、第13条の修了要件を満たすとともに、本会で設定する修了評価基準を満たすことで修了とする。

2 修了評価基準に達しない場合は、各科目で設定している課題等を行い、基準を満たすことで修了を認めることができる。

(研修時間)

第15条 基礎研修の研修時間は、次のとおりとする。

プログラム	基礎研修Ⅰ 研修時間数	基礎研修Ⅱ 研修時間数	基礎研修Ⅲ 研修時間数	基礎研修 合計時間数
講義	6.5時間	27.0時間	20.0時間	53.5時間
演習	5.5時間	10.0時間	28.5時間	44.0時間
グループ討議	—	21.0時間	4.5時間	25.5時間
報告会	—	2.0時間	3.5時間	5.5時間
合計	12.0時間	60.0時間	56.5時間	128.5時間

(修了者の管理)

第16条 研修修了者の履歴管理は、本会が行う。

(研修評価)

第17条 基礎研修の研修評価は、原則として研修開催ごとに受講者及び研修実施者のアンケートを実施して確認を行う。

(改正)

第18条 この要綱の改正には、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第19条 本会は、都道府県社会福祉士会が実施する基礎研修について、この要綱で定める事項のほか、研修実施に必要な事項を定める。

附 則

- 1 この要綱は、2014年4月1日から施行する。
- 2 第5条の研修対象者のうち、2012年3月31日以前に既に会員であった者で、共通研修課程の修了証明を受けたことがある者は、本会生涯研修制度として本研修を修了したものとみなす。
- 3 基礎研修Ⅰ要綱（2011年12月17日要綱第4号）、基礎研修Ⅱ要綱（2013年2月9日要綱第5号）は、2014年3月31日をもって廃止する。

附 則

2015年2月7日改正、施行

附 則

2018年5月19日改正、施行

附 則

2022年2月5日改正、施行

附 則

2024年2月3日改正、4月1日施行

公益社団法人日本社会福祉士会

修了証明書発行要綱

生涯研修センター 要綱第5号

2015年10月17日制定

最終改正 2020年7月11日

この要綱は、研修運営細則第12条にもとづき、日本社会福祉士会が主催した研修の修了証明書の発行に関する手続き等を定める。

(修了証明書の発行期間)

第1条 本会が主催する生涯研修制度独自の研修・実績（以下「生涯研修独自研修」という。）の修了証明書の発行対象は、原則、申請時の過去10年以内に開催した研修とする。なお、修了履歴が確認できる場合は、この限りではない。

2 認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修（以下「認証研修」という。）の修了証明書の発行対象は、研修を開催した時期によらないこととする。

(修了証明の判定機関)

第2条 生涯研修制度管理システムの個人情報に研修履歴が管理されている研修については、生涯研修センターが履歴照合を行い修了証明の判定を行う。

2 生涯研修制度システムの個人情報に研修履歴が管理されていない認証研修については、生涯研修センターが認証研修修了者名簿と照合を行い修了証明の判定を行う。

3 生涯研修制度システムの個人情報に研修履歴が管理されていない生涯研修独自研修については、生涯研修センター企画・運営委員会が発行の可否について審査及び判定を行う。

(修了証明の審査)

第3条 前条第3項の審査は、判定機関が修了証明審査兼発行申請書（様式1号）と研修事業記録等を照合し行う。

2 判定機関は必要に応じて申請者に追加資料を求めることができる。

3 審査料及び発行費用は、修了証明する研修一つ当たり2,000円とする（修了証明書の発行費用含む）。なお、審査否の場合は、審査申請者に発行費用1,000円から手数料を差し引いた額を返金する。

(修了証明書の発行手順)

第4条 修了証明書の発行手順は次の通りとする。なお、修了証明審査を要する場合は、前条の手順に従う。

(1) 修了証明書の発行申請者は、修了証明書発行申請書（様式2号）を生涯研修センターへ提出する。

(2) 生涯研修センターは発行可否を判断する。

(3) 生涯研修センターは発行可否の結果を発行申請者へメールもしくは文書等にて通知する。なお、可の場合は修了証明書の送付をもって通知したとみなす。

2 発行費用は修了証明書一つ当たり1,000円とする。なお、発行否の場合は、発行申請

者に手数料を差し引いた額を返金する。

(改廃)

第5条 この要綱の改廃は、理事会で承認されなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、2015年10月17日から施行する。
- 2 修了証明書の発行対象は、第1条第1項に関わらず、2008年度以降に開催した研修とする。

附 則

この要綱は、2018年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年7月11日から施行する。

様式 (略)

公益社団法人日本社会福祉士会 正会員及び正会員に所属する社会福祉士がスーパービジョン を行う際の事例取扱ガイドライン

組織・運営 ガイドライン第5号

2012年2月11日制定

最終改正 2020年6月20日

社会福祉士は「社会福祉士及び介護福祉士法」第46条において、利用者等の個人情報に対する秘密保持義務が課されている。したがって、支援の過程において知りえた個人情報を正当な理由がなく他者に開示することは許されない。

しかし、事例を記録しそれをもとに専門職間でスーパービジョンすることは、社会福祉士が利用者等を支援する力量を高める最も有効な手段のひとつである。公益社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領をふまえて、社会福祉士が自らの力量を高めることは、利用者等の利益につながる。このことを目的とする限りにおいて、事例を取り扱うことができる。

以上のことから、「正会員及び社会福祉士がスーパービジョンを行う際の事例取扱ガイドライン」は、本会が生涯研修制度において行うスーパービジョンについて、個人情報保護に関する法令を遵守し、秘密保持への配慮の下に適切にスーパービジョンが行われることを目的として守るべき留意点をまとめたものである。

なお、利用者等の個人情報に関する秘密の漏洩は、このガイドラインに沿った取り扱いをしたことにより免責されるものではない。専門機関及びそこに勤める職員にとって秘密保持は極めて重要な責務であり、万一漏洩した場合は回復が極めて困難であることを認識した上で、各々の自覚と配慮による万全の防止策を取ることが必要である。

1 事例作成上の注意

- ① スーパーバイザーは、事例を提出することについて、原則として利用者本人及び所属施設（機関）の上司等に承諾を得ておくこととする。
- ② 事例は社会福祉士自身の社会福祉実践を客観視しつつ、スーパービジョンの目的に応じ適宜作成する。
- ③ 事例作成のために利用者の個人情報を収集する場合は、目的に合わせて必要最小限の収集にとどめ、直接的に必要な情報収集しないようにする。
- ④ 利用者以外から収集した情報については、その事実関係や客観性を確認した上で活用する。

2 事例取扱上の注意

- ① スーパーバイザーは、スーパービジョンの実施あたりスーパーバイザーに事例を提出する際には、提出過程において事例の内容が外部に漏れないように注意する（例えば、Eメール、FAX等による事例の送付は避ける。）。
- ② スーパーバイザー及びスーパーバイザーは、スーパービジョンにおいて、提出された事例にまつわる内容を外部に漏らさないように注意を喚起する。
- ③ スーパービジョンにおいて使用した事例は、終了時にスーパーバイザー及びスーパ

ーバイザーの責任において速やかに裁断処理するなどして廃棄する。

附 則

1 このガイドラインは、2012年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則

2020年6月20日改正、施行

(2)生涯研修制度の成立と共通基盤の意義

生涯研修制度の成立と共通基盤の意義

はじめに

日本社会福祉士会（以下、「本会」という）は、1999年度から生涯研修制度を開始させた。社会福祉士は専門職として、移り変わる時代（政策・制度）や福祉ニーズの変化に対応し、また質的にも利用者からの信頼に耐え得るソーシャルワーカーを目指して、常に自らの専門性を向上させていく必要がある。そのためにもこの「生涯研修」は、専門職団体として不可欠な制度であると設立当初から位置づけられていた。

しかしながら生涯研修といっても、さまざまな形態やシステムがある。職能団体における研修制度といっても、それぞれの団体によって研修体系や実施体制、プログラムや評価方法などさまざまな違いがある。それはその団体の研修目的や内容、さらに制度構築の過程のなかでなされてきた議論が異なるからである。そこで本会がこの生涯研修を制度化してきた過程を記録し、本会における共通研修課程の基本的な考え方を整理しておく。

1. 生涯研修の制度化への取り組み

① 制度化までの経過について

本会における生涯研修の取り組みは、本会の設立当初から始まっていた。本会が任意団体として発足したのは1993年1月である。設立総会では、社会福祉士の熱い想いの結集として、本会会則が承認された。その前文には「われわれは、みずからの資質と専門的な技能を高めるために不断の研鑽に努める」とある。初年度の事業計画にも、生涯研修体制の整備や強化があげられていた。1993年3月には、第1回社会福祉士実態調査が実施された（調査研究小委員会委員長・泉亮）。この調査では、社会福祉士の基本的属性と専門性に対する意識についての調査をしているが、この分析結果では、会員から会への期待として「情報提供」と「継続研修」が高い割合を占めていた。

そこで翌年1994年には「社会福祉士会生涯研修特別委員会（委員長・仲村優一）」が設置され、本格的な生涯研修体系についての研究協議が始まった。委員会では、他職種の職能団体における生涯研修制度や、海外のソーシャルワーカーの継続研修について調査をしたり、主に具体的な研修ニーズの把握をすることを目的として第2回社会福祉士実態調査（1995年1月）を実施した。それらを基礎データにして、委員会では本会の生涯研修のあり方について基本的な考え方を明らかにしていった。この結果は1996年2月『日本社会福祉士会生涯研修プログラム開発特別委員会報告書』としてまとめられている。この報告書はその後の本会生涯研修体系を制度化していく基礎となっている。

1996年4月、本会は社団法人として認可された。これによって対外的にも生

涯研修制度を有することが急務となった。そこで仲村委員会の報告内容を具体的な制度として確立していくために「生涯研修制度化検討委員会（委員長・宮本節子）」が発足する。2年間にわたり約40回にも及ぶ委員会を重ね、支部研修の実態調査、基本要綱案、研修履歴の管理方法、研修プログラム開発を含む「基本構想案」の検討が行われた。このときに共通研修課程として社会福祉士の共通基盤の必要性が議論された。これが今日の6領域と呼ばれる共通基盤の原型である。

1998年、福岡での第6回全国大会総会において生涯研修制度基本構想が承認される。これを受けて、具体的な基本要綱の条文作成等の作業に入る。また制度の開始に向けて、より実地的な検討準備を行う。支部の研修担当者会議も開催し、基本的な合意事項の確認や、今後の進め方等についても協議が重ねられた。また具体的な「基本要綱（現・基本規程）」「実施細則（現・施行規程）」等がしかるべき手続きのもとに決められていった。

そして1999年4月に生涯研修制度が本格的に導入される。生涯研修センターの業務開始とともに「運営委員会（委員長・高橋紳一）」が設置された。また全会員に対して「生涯研修手帳」と「生涯研修ガイド」が配布された。またこの年から生涯研修プログラム基盤構築事業に着手する。全国8会場における社会福祉士全国統一研修が始まり、その際に活用する教材としてのテキストが必要になった。そこで編集委員会が設置され、具体的に6領域の内容を編纂するという作業を行った。その結果2001年に『社会福祉援助の共通基盤』が発刊された。

その後、この「6領域」の考え方は、社会福祉士全国統一研修におけるプログラムや社会福祉士学会における分科会の枠組みに反映されながら、今日に至る。

② 1995年の出来事

本会の生涯研修を考えるときに、大きな軌跡になることが1995年にあった。一つは同年1月に長野県の諏訪で第3回全国大会と同時開催された日本社会福祉士会・社会福祉学会である。本会は設立時より年1回の全国大会と学会を開催してきたが、第1回、第2回全国大会までは、他の関連学会等を真似て「高齢者」「障害者」「児童」といった分野別の分科会を組織し、そのなかでの研究協議を行っていった。しかし第3回全国大会では学会運営委員会（委員長・志田利）と長野県実行委員を中心に多くの会員が議論を重ね、新しい分科会の枠組みが模索された。具体的には従来の分野別の縦割りの分科会の構成を廃し、ソーシャルワークの共通基盤に基づいた横断的なテーマ構成（「社会福祉士のネットワーク」「在宅福祉のサービスの展開」「参加型福祉社会の創造」「様々な人たちの人権擁護」等）にしたのである。当初はこの案についての反対意見（多くの場合は戸惑いや不安であったが）が多かった。しかし既存の枠組みでは、社会福祉士としての専門性を構築していくことに限界を感じていた。そしていろいろな職場に所属している会員が一堂に会して、一つのテーマを多角的に検討していくことこそが本会の独自性を蓄積していけないのではないかという結論

に至った。結果として参加者からは高い評価を受けた。こうした横断的な分科会を用いることで、さまざまな職種にいる社会福祉士が共通に議論していくことの重要性を認識した出来事であった。

もう一つは、阪神・淡路大震災への救援活動に、本会として組織的に一丸となって取り組んだことである。この活動は本会にとって大きな試練と結束をつくる礎となった。結果として生涯研修特別委員会における協議にも大きな影響があった。委員会では常に「社会福祉士とは何か」という議題を土台にしながら検討を積み上げようとしていた。その際、全国各地から被災地へ駆けつけた社会福祉士の仲間たちからの報告は、多くの示唆を与えた。それらを一言で置き換えれば「われわれは人の生活を支える専門職」であることを再認識したのである。混乱した現場では各分野の専門性ではなく、まず「社会福祉の専門職」として何ができるのかが地域住民や他の専門職から問われた。社会福祉士は何ができるのかということ、理屈ではなく、まさに現場のなかで問い返されたのである。そのときに共通した答えの一つが、相談援助の専門職として生活を支えるというジェネリックな力量が社会福祉士に必要であるということであった。

設立したばかりの時期に、多くの会員がこうした共通体験をしたことが、本会の礎になっていくのであるが、研修制度を考えていくうえでも大きな影響を及ぼした出来事である。

2. 社会福祉士として共通基盤を有すること

① 社会福祉士の専門性

社会福祉士とは、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法第2条）である。何らかの理由により日常生活を営むのに支障がある人たちを社会福祉の側面から相談援助を行い、必要な支援のコーディネートをしていくことが使命なのである。

しかしながら、われわれは自分が所属する施設や機関の種別にとらわれて、すぐに児童、高齢、身体障害、知的障害、精神障害……と区分してしまう傾向がありはしないだろうか。分野ごとに細分化された施設や機関に一度就職してしまうと、その分野のことだけしかわからなくなってしまうことが多い。また従来の援助のなかでは、十分なアセスメントをせずにサービスを当てはめるだけであったり、施設のなかで安全に生活できさえすればよいという意識があったりと、相手に対して一方的な指導や生活管理が行われてきたこともあった。

社会福祉士としてまず大切な視点は、利用者を属性（法制度の適用による年齢や医療的区分）からとらえるのではなく、ICFの視点をきちんと踏まえ、一人ひとりの生活実態を踏まえること。同時に、一人の人間としての生存権に根

ざして福祉ニーズに迫っていくことである。相談援助と支援のコーディネートを担う社会福祉士は、専門職としての共通基盤を獲得し、さらに研鑽によって専門性を向上させていかなければならない。その際には、社会福祉士としてのジェネリックな力量を形成しておくことが不可欠になる。

② 今日、社会福祉士がおかれている状況

社会福祉基礎構造改革以降の社会福祉の現場はどう変わってきたのであろうか。今日の社会福祉実践を考えていく際に新たなキーワードが生じている。社会福祉士はいたずらに時代に翻弄されてはならないが、一方でその変化に敏感でなければならない。

第一点はこの改革で基本理念としてとらえられてきたのが、「地域自立生活支援」である。ニーズに応じて総合的な支援ができる専門性、コミュニティソーシャルワーク（Community based Social Work）が求められている。個別支援を中心に、生活場面としての地域へのアプローチも同時に行っていくことになる。日常生活圏域などを意識した個別支援と地域支援の統合化が実践を通して求められている。

第二点は「地方分権（地域主権）」「規制緩和（サービス供給主体の多元化）」の傾向である。このなかで改めて実践現場における地域内のアドミニストレーションの必要が生じてこよう。従来の措置制度のなかでのアドミニストレーションとは異なる、主体的責任的な経営論理が求められる。社会福祉の企画、計画化、評価、経営は単に組織管理職だけの能力ではない。個々の専門職がセルフマネジメントも含めて、自律的に関与していくことが大切になる。

第三点は「利用者主体の構造転換」（措置から契約）に対して、具体的にどのような支援が可能かということである。このためにはエンパワメントアプローチが不可欠とされているが、実際には専門職側の大きな意識改革が伴わなければ、形骸化するのは必至である。時としてこれまでの「専門性」を否定することを含めて、利用者との関係を再構築していく厳しい営みである。具体的には、主体形成、権利擁護、情報公開、アカウントビリティ、インフォームドコンセント、苦情解決のシステムを構築していく力量が必要とされる。

そして、第四点として「福祉文化の創造」をしていく能力である。ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンを関係者の間だけで唱えているのでは具現化しない。社会的排除やコンフリクトが起こり得る現場において、コミュニティアクションを起こしていく力が専門職には求められる。そこではボランティア、NPO、福祉教育、福祉情報、住民参画を促していく力が求められる。これからは、施設のなかだけでソーシャルワークが完結することはあり得ない。一人ひとりのソーシャルワーカーに福祉計画を策定していく能力が求められてこよう。

以上のような背景から、本会の生涯研修制度が設計されてきた。かつ、この共通研修課程における共通基盤が重視されてきたのである。ベーシック、ジェネリック、スペシフィックの構造は決して積み上げではない。そのバランスを

とりながら社会福祉士個人のなかで総合的に身につけていく研修課題である。その際の社会福祉士としての共通基盤が「共通研修課程」である。共通研修課程の構成として、今日の時代状況に即した内容を六つの領域として構造化を試みた。ただしそれらは「6領域」に固執した考え方ではない。現時点での社会福祉士に求められる力量(研修内容)を六つに構造化したものであり、これは将来変化することも十分にあり得ることである。むしろ大切なのは、社会福祉士として共通基盤を共有するという基本原理である。いかなる職域、職種であっても、社会福祉士として共通に共有すべき力量を形成する基盤として、この生涯研修の共通研修課程は存在するのである。つまり6領域とは、「社会福祉士の実践力を担保するための価値・知識・技術の共通基盤」ということになる。

6領域の検討過程ととらえ方について

どんな職場、職種にいても、社会福祉士として共通する基盤が必要であることを意識したが、それをどう形づくるかが問題となった。当時、国家試験に13科目があった。これは社会福祉士に必要な「知識」であるが、これだけが共通基盤ではない。さらに当時の13科目は並列的に列記されており、科目間の関連や社会福祉士に必要な知識体系としての整理はされていなかった。

一定の専門知識の量があるだけでなく、共有する倫理や価値、そして技術があつてこそ、専門職としての基盤が形成される。そこで社会福祉士の実践と求められる研修ニーズを探るために実態調査を全国規模で2回にわたって実施した。調査では、①基本属性、②職務の現状、③研修に関すること、④専門性に関すること、⑤会活動に関することを把握した。さらに各支部の研修担当委員とも協議を重ねるなかで、共通基盤の輪郭を形づくっていった。

その過程を振り返ると、まさに社会福祉士の共通基盤とは、理念的に示された「あるべき像」ではなく、資格を有したものの多様な実践をしている状態にあった会員たちが、自ら共有する価値・知識・技術の「共通項」であり、かつ将来的に研修を通して獲得したいとした「目標」である。

よって、6領域とは知識体系としての「科目」ではない。むしろ実践の場面では複合的にそれぞれが重なり合っていることが多い。そこに込められている価値・知識・技術を含みながら、研修内容として構造的にわかりやすくしたものが「領域」という考え方である。よって6領域の一つひとつを、縦割りの科目のように研修してしまうことは避けなければならない。あくまでも私たちが学ぶことは共通基盤としての価値・知識・技術なのである。換言すれば、このテキストの内容は社会福祉士として身につけていなければならない基準なのである。それゆえにテキストだけを読んで理解するのではなく、このことを自らの日常の実践に照らしたり、社会福祉士同士で議論したり演習を通して身につけていくことが望ましい。

当初考えられた 6 領域は、「福祉権利」「生活構造」「対人援助」「地域福祉」「福祉経営」「実践研究」であった。しかしこれまでテキストを改訂する都度、内容について検証・検討を重ね、『社会福祉士がとらえる「権利擁護」「生活構造」「相談援助」「地域支援」「福祉経営」「実践研究』となるに至っている。もちろん今後も時代の要請や福祉ニーズの変化によって、内容は進化していくであろう。場合によっては領域の数も変わってくるかもしれない。大切なことは 6 という数にこだわることではない。社会福祉士が共通基盤として何をどのように学ばなければならないか、そのことを意識して、一人ひとりの社会福祉士が研修を積み上げていくことである。

そうした背景と意義を踏まえて、6 領域とは「社会福祉士の実践力を担保するための価値・知識・技術の共通基盤である」と定義している。

(出典)『新社会福祉援助の共通基盤 第2版(上)』p13~18。

なお、現行の規程名称に関しては加筆した。

(3)認定社会福祉士制度

○認定社会福祉士制度とは

相談援助の国家資格である「社会福祉士」は、2024年10月末現在30.6万人の登録者がいます。福祉施設や福祉に関する相談機関はもとより、病院や教育現場、刑務所等でも多くの社会福祉士が活躍しています。この社会福祉士の実践力を担保する民間認定制度が「認定社会福祉士制度」です。

認定は、「認定社会福祉士認証・認定機構」が行います。

○認定社会福祉士制度の趣旨

近年の社会環境の変化に伴い、地域住民への社会的援助ニーズが増加・多様化し、その問題解決は複雑・困難化してきています。例えば、重度な認知症高齢者の増加に対する在宅生活への支援、高齢者や障害者、児童への虐待対応や防止への対応、さらには自殺者や孤独死、生活困窮者や若年失業者などの地域生活への支援が挙げられます。このような状況において、その解決を支援する社会福祉士への期待はますます高まっています。

社会福祉士がこれらの相談へ対応するためには、その能力開発とキャリアアップを支援し、その習得した実践力を担保する制度を創設し、広く国民に活用されることが必要です。認定社会福祉士制度はそのための仕組みです。

なお、当制度は社会福祉士及び介護福祉士法改正時の参議院及び衆議院の附帯決議（2007年4月26日・11月2日）でもその創設が指摘された事項です。

○社会福祉士の実践力に応じて2段階の資格を設定

《認定社会福祉士》

高齢分野や障害分野などの分野ごとの専門性を担保します。認定された分野において専門的な支援方法や制度に精通し他職種とも連携して相談に応じます。

《認定上級社会福祉士》

自らの専門的な分野に加え、複数の分野にまたがる地域の課題についても主導的な役割を果たします。

認定社会福祉士制度については、
「認定社会福祉士認証・認定機構」のホームページをご覧ください。

認定社会福祉士認証・認定機構ホームページ URL
<https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html>

認定社会福祉士制度の概要

	認定社会福祉士（〇〇分野）	認定上級社会福祉士
資格		
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織における相談援助部門のリーダー ・高齢者福祉、医療など、各分野の専門的な支援方法や制度に精通し、他職種と連携して、複雑な生活課題のある利用者に対しても、的確な相談援助を实践。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属組織とともに、地域（地域包括支援センター運営協議会、障害者自立支援協議会、要保護児童対策協議会等）で活動。 ・関係機関と協働し、地域における権利擁護の仕組みづくりや新たなサービスを開発。 ・体系的な理論と臨床経験に基づき人材を育成・指導。
役割	<ol style="list-style-type: none"> ① 複数の課題のあるケースへの対応 ② 職場内のリーダーシップ、実習指導 ③ 地域や外部機関との窓口、緊急対応、苦情対応 ④ 他職種連携、職場内コーディネート等 	<ol style="list-style-type: none"> ① 指導・スーパービジョン ② 苦情解決、リスクマネジメントなど組織のシステムづくり ③ 地域の機関間連携のシステムづくり、福祉政策形成への関与 ④ 科学的根拠に基づく実践の指導、実践の検証や根拠の蓄積
分野	高齢分野、障害分野、児童・家庭分野、医療分野、地域社会・多文化分野等	自らの分野における実践に加え、複数の分野にまたがる地域の課題について実践・連携・教育
認定要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉士資格 ② ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③ 相談援助実務経験5年以上 ④ 定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤ 認定された研修の受講 研修：20単位以上 スーパービジョンを受ける：10単位以上 ※更新制（5年） 	<ol style="list-style-type: none"> ① 認定社会福祉士と認定されていること ② ソーシャルワーカーの職能団体の正会員 ③ 認定社会福祉士資格取得後相談援助実務経験5年以上（資格取得後最低10年以上） ④ 定められた経験目標（経験すべき実務）の実績 ⑤ 認定された研修の受講 研修：20単位以上 スーパービジョン10単位以上（実施5単位、受ける5単位） ⑥ 教育、研究、社会活動の実績 ⑦ 口述試験、論述試験 ※更新制（5年制）
個人認定	上記要件を満たすことを「認定社会福祉士認証・認定機構」（事務局：日本社会福祉士会）が認定	
研修認証	要件を満たす研修（職能団体、学校・養成施設、都道府県研修機関等が実施）を「認定社会福祉士認証・認定機構」が認証	

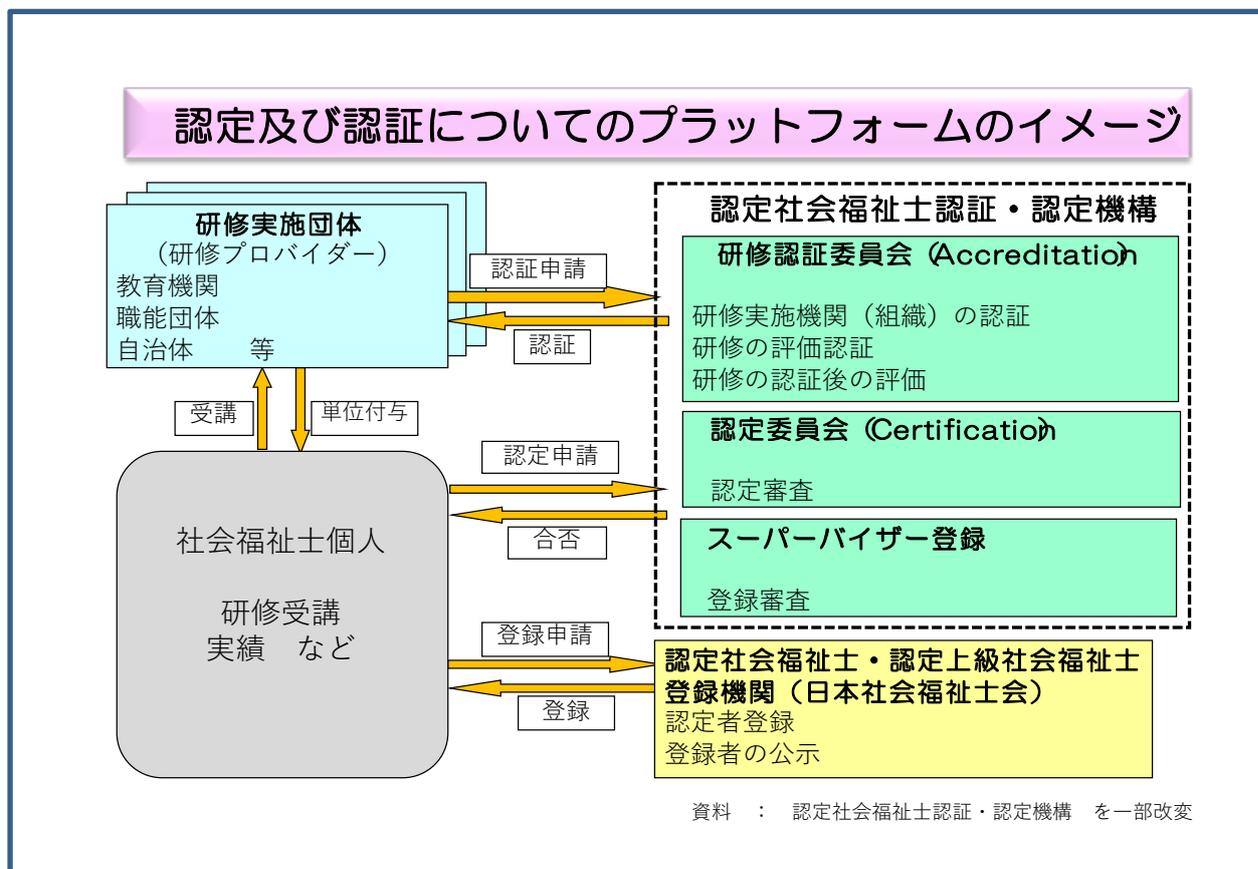
○認定社会福祉士認証・認定機構

認定社会福祉士認証・認定機構とは、認定社会福祉士制度を運用するために設立された機関です。

相談援助の国家資格である「社会福祉士」の研鑽に関しては、職能団体や教育機関など複数の組織・機関が関わっています。多くの研鑽の場があるために、逆に社会福祉士がどのような研鑽を積んでいるのか、どの程度の実践力があるのかが不明瞭になっていました。

そこで、どのような研鑽を積んでいるのかについてわかりやすくするために研修を認証するシステムが、社会福祉士がどの程度の実践力があるのかを明らかにするために認定するシステムが設けられましたが、その運用にあたって公平性・透明性を担保するために特定の組織・機関から独立の第三者的機能をもつ「認定社会福祉士認証・認定機構」を設立しました。

2024年4月現在、機構の運営に関わる組織・機関は、日本社会福祉士会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、全国社会福祉法人経営者協議会、全国社会福祉協議会の6団体です。



認定社会福祉士制度「研修単位細則」より抜粋

別表1 認定社会福祉士の取得に必要な単位数

科目の分類・名称		認定申請に必要な最低単位数			
		必修	選択必修	選択	
共通専門	ソーシャルワーク理論系科目群Ⅰ	2単位		認定上級の理論系科目群Ⅱから選択可 (2単位)	
	権利擁護・法学系科目群Ⅰ	2単位			
	サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅰ	2単位			
	地域開発・政策系科目群Ⅰ	1単位			
	実践評価・実践研究系科目群Ⅰ	1単位			
分野専門	「高齢」「障害」「児童・家庭」「医療」「地域社会・多文化」から認定を受けようとする1分野	各分野の制度等の動向	1単位	9単位(各科目群から最低1単位以上)	
		支援の実際	理論・アプローチ別科目群		
			対象者別科目群		
			SW機能別科目群		
スーパービジョン		10単位			
単位小計		19単位	9単位	2単位	
単位合計		30単位			

別表2 認定上級社会福祉士の取得に必要な単位数

	科目の分類・名称	概要	認定申請に必要な最低単位数	
			必修	選択
共通専門	ソーシャルワーク理論系科目群Ⅱ	ソーシャルワーク理論	2単位	
	権利擁護・法学系科目群Ⅱ	法的権利擁護にかかる判例研究など	2単位	
	サービス管理・人材育成・経営系科目群Ⅱ	階層別役割行動、組織運営管理・経営に関する理解	2単位	
	地域開発・政策系科目群Ⅱ	地域支援ネットワーク・機関間連携、社会資源開発、福祉計画策定等の実践的展開、ケーススタディ	2単位	
	実践評価・実践研究系科目群Ⅱ	①講義(実践の効果測定、実践研究、サービス評価の方法)	4単位	
		②演習(自らの実践の効果測定・検証) ①を受けた後に受ける	2単位	
理論系科目群Ⅱ	共通専門の各科目群及び倫理・哲学系、心理学系、医学系、社会学系科目から選択		2単位 (受けていないものから選択)	
分野専門	分野専門科目群	認定社会福祉士の分野専門科目から選択		
特定領域	特定領域の実践研究と自己形成	個別・組織・地域の3つのレベルを意識しながら研究計画を立て、その課題に取り組み、その成果をとりまとめる。	4単位	
S V	スーパービジョン①	スーパービジョンをする (スーパービジョンの方法に関する指導を含む)	4単位	2単位
	スーパービジョン②	スーパービジョンを受ける	4単位	
	スーパービジョン③	機構が指定する研修		
単位小計			26単位	4単位
単位合計			30単位	

○認定社会福祉士取得ルート

認定社会福祉士を取得するためのルートは、スーパービジョン、共通専門、分野専門の単位をそれぞれ10単位ずつ取得する通常ルートの他に、認定社会福祉士認定研修を受講/修了するルートがあります(次頁参照)。生涯研修制度で基礎課程を修了した方向けの『日本社会福祉士会生涯研修ルート』や、豊富な実戦経験と実践力を有する方向けの『ベテランルート』などが複数設定されております。

なお、認定社会福祉士認定研修は2018年度から実施されています。

詳しくは、認定社会福祉士登録機関または認定社会福祉士認証・認定機構のホームページをご覧ください。

○認定社会福祉士登録者

認定社会福祉士認証・認定機構の認定審査及び更新審査に合格された方は、(公社)日本社会福祉士会 認定社会福祉士登録機関に登録申請を行い、名簿登録することで、「認定社会福祉士」の名称を使用することができます。

2025年3月現在、認定社会福祉士登録者は825名です。

2025年4月からは、認定上級社会福祉士登録者が誕生する予定です。

認定社会福祉士登録者の名簿は、認定社会福祉士登録機関のホームページで公開されています。

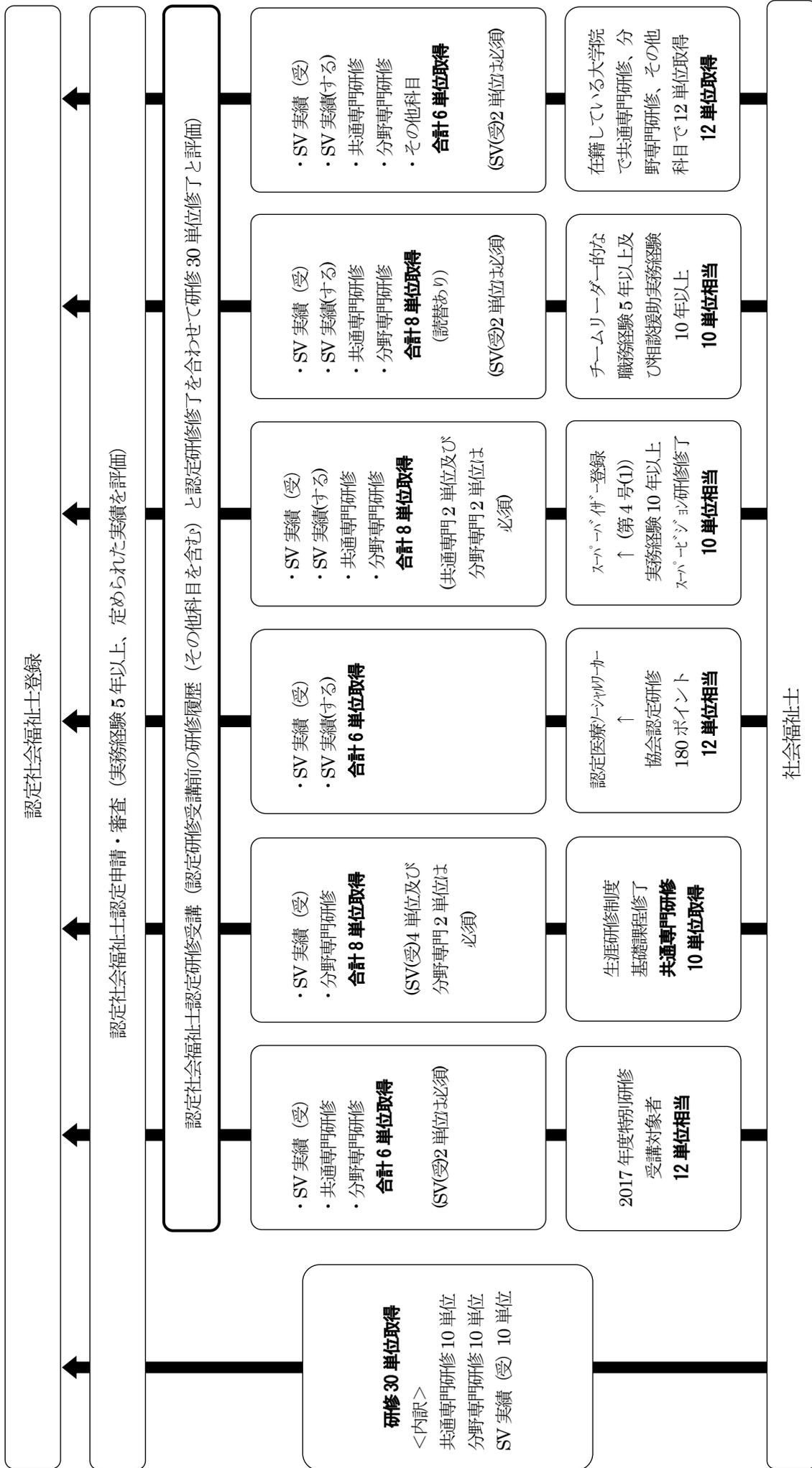
認定社会福祉士登録機関のホームページでは、『認定社会福祉士 取得のすゝめ』として、認定社会福祉士の取得ルートの解説や認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修の一覧等、必要な情報を取りまとめた資料を掲載しております。これから認定社会福祉士を目指す方、詳しくは知らないけれど興味のある方に向けた資料です。こちらもぜひご活用ください。

認定社会福祉士登録機関のホームページ：

[https://www.jacsw.or.jp/ninteikou/index.html](https://www.jacsw.or.jp/ninteikikou/index.html)

認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。



- (1) 日本社会福祉士会
- (2) 日本社会福祉士会
- (3) 日本医療ソーシャルワーカー協会
- (4) スポンサーバイザー登録者ルート
- (5) ベテランルート (時限措置)
- (6) 大学院 (教育基幹) ルート

通常ルート

認定研修ルート

※「その他科目」は共通専門研修、分野専門研修へ一部振替が可能。

(4)社会福祉士の倫理綱領

社会福祉士の倫理綱領

2020年6月30日採択

前文

われわれ社会福祉士は、すべての人が人間としての尊厳を有し、価値ある存在であり、平等であることを深く認識する。われわれは平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを言明する。

われわれは、社会システムおよび自然的・地理的環境と人々の生活が相互に関連していることに着目する。社会変動が環境破壊および人間疎外をもたらしている状況にあって、この専門職が社会にとって不可欠であることを自覚するとともに、社会福祉士の職責についての一般社会及び市民の理解を深め、その啓発に努める。

われわれは、われわれの加盟する国際ソーシャルワーカー連盟と国際ソーシャルワーク教育学校連盟が採択した、次の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」（2014年7月）を、ソーシャルワーク実践の基盤となるものとして認識し、その実践の拠り所とする。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

(IFSW;2014.7.) ※注1

われわれは、ソーシャルワークの知識、技術の専門性と倫理性の維持、向上が専門職の責務であることを認識し、本綱領を制定してこれを遵守することを誓約する。

原理

- I (人間の尊厳) 社会福祉士は、すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する。
- II (人権) 社会福祉士は、すべての人々を生まれながらにして侵すことのできない権利を有する存在であることを認識し、いかなる理由によってもその権利の抑圧・侵害・略奪を容認しない。
- III (社会正義) 社会福祉士は、差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現をめざす。

IV (集団的責任) 社会福祉士は、集団の有する力と責任を認識し、人と環境の双方に働きかけて、互恵的な社会の実現に貢献する。

V (多様性の尊重) 社会福祉士は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識し、それらを尊重する社会の実現をめざす。

VI (全人的存在) 社会福祉士は、すべての人々を生物的、心理的、社会的、文化的、スピリチュアルな側面からなる全人的な存在として認識する。

倫理基準

I クライアントに対する倫理責任

1. (クライアントとの関係) 社会福祉士は、クライアントとの専門的援助関係を最も大切に、それを自己の利益のために利用しない。
2. (クライアントの利益の最優先) 社会福祉士は、業務の遂行に際して、クライアントの利益を最優先に考える。
3. (受容) 社会福祉士は、自らの先入観や偏見を排し、クライアントをあるがままに受容する。
4. (説明責任) 社会福祉士は、クライアントに必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供する。
5. (クライアントの自己決定の尊重) 社会福祉士は、クライアントの自己決定を尊重し、クライアントがその権利を十分に理解し、活用できるようにする。また、社会福祉士は、クライアントの自己決定が本人の生命や健康を大きく損ねる場合や、他者の権利を脅かすような場合は、人と環境の相互作用の視点からクライアントとそこに関係する人々相互のウェルビーイングの調和を図ることに努める。
6. (参加の促進) 社会福祉士は、クライアントが自らの人生に影響を及ぼす決定や行動のすべての局面において、完全な関与と参加を促進する。
7. (クライアントの意思決定への対応) 社会福祉士は、意思決定が困難なクライアントに対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する。
8. (プライバシーの尊重と秘密の保持) 社会福祉士は、クライアントのプライバシーを尊重し秘密を保持する。
9. (記録の開示) 社会福祉士は、クライアントから記録の開示の要求があった場合、非開示とすべき正当な事由がない限り、クライアントに記録を開示する。
10. (差別や虐待の禁止) 社会福祉士は、クライアントに対していかなる差別・虐待もしない。
11. (権利擁護) 社会福祉士は、クライアントの権利を擁護し、その権利の行使を促進する。
12. (情報処理技術の適切な使用) 社会福祉士は、情報処理技術の利用がクライアントの権利を侵害する危険性があることを認識し、その適切な使用に努める。

II 組織・職場に対する倫理責任

1. (最良の実践を行う責務) 社会福祉士は、自らが属する組織・職場の基本的な使命や理念を認識し、最良の業務を遂行する。
2. (同僚などへの敬意) 社会福祉士は、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う。
3. (倫理綱領の理解の促進) 社会福祉士は、組織・職場において本倫理綱領が認識されるよう働きかける。

4. (倫理的実践の推進) 社会福祉士は、組織・職場の方針、規則、業務命令がソーシャルワークの倫理的実践を妨げる場合は、適切・妥当な方法・手段によって提言し、改善を図る。
5. (組織内アドボカシーの促進) 社会福祉士は、組織・職場におけるあらゆる虐待または差別的・抑圧的な行為の予防および防止の促進を図る。
6. (組織改革) 社会福祉士は、人々のニーズや社会状況の変化に応じて組織・職場の機能を評価し必要な改革を図る。

III 社会に対する倫理責任

1. (ソーシャル・インクルージョン) 社会福祉士は、あらゆる差別、貧困、抑圧、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、包摂的な社会をめざす。
2. (社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義の増進において変革と開発が必要であるとみなすとき、人々の主体性を活かしながら、社会に働きかける。
3. (グローバル社会への働きかけ) 社会福祉士は、人権と社会正義に関する課題を解決するため、全世界のソーシャルワーカーと連帯し、グローバル社会に働きかける。

IV 専門職としての倫理責任

1. (専門性の向上) 社会福祉士は、最良の実践を行うために、必要な資格を所持し、専門性の向上に努める。
2. (専門職の啓発) 社会福祉士は、クライアント・他の専門職・市民に専門職としての実践を適切な手段をもって伝え、社会的信用を高めるよう努める。
3. (信用失墜行為の禁止) 社会福祉士は、自分の権限の乱用や品位を傷つける行いなど、専門職全体の信用失墜となるような行為をしてはならない。
4. (社会的信用の保持) 社会福祉士は、他の社会福祉士が専門職業の社会的信用を損なうような場合、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。
5. (専門職の擁護) 社会福祉士は、不当な批判を受けることがあれば、専門職として連帯し、その立場を擁護する。
6. (教育・訓練・管理における責務) 社会福祉士は、教育・訓練・管理を行う場合、それらを受け取る人の人権を尊重し、専門性の向上に寄与する。
7. (調査・研究) 社会福祉士は、すべての調査・研究過程で、クライアントを含む研究対象の権利を尊重し、研究対象との関係に十分に注意を払い、倫理性を確保する。
8. (自己管理) 社会福祉士は、何らかの個人的・社会的な困難に直面し、それが専門的判断や業務遂行に影響する場合、クライアントや他の人々を守るために必要な対応を行い、自己管理に努める。

注1. 本綱領には「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の本文のみを掲載してある。なお、アジア太平洋(2016年)および日本(2017年)における展開が制定されている。

注2. 本綱領にいう「社会福祉士」とは、本倫理綱領を遵守することを誓約し、ソーシャルワークに携わる者をさす。

注3. 本綱領にいう「クライアント」とは、「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に照らし、ソーシャルワーカーに支援を求める人々、ソーシャルワークが必要な人々および変革や開発、結末に必要な社会に含まれるすべての人々をさす。

MEMO

公益社団法人 日本社会福祉士会
生涯研修センター

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2階
TEL. 03-3355-6541 FAX. 03-3355-6543
E-mail : kenshu-center@jacsw.or.jp